

三井本社設立についての覚書

— 戦時下財閥再編成の一側面 —

松 元 宏

はじめに

- 一 事業体制再編成ならびに本社設立計画の立案
- 二 「答申書」の実行
- 1 新三井物産会社株式の公開
- 2 共同出資による三井本社設立準備
- 三 物産改組による三井本社設立への転換
- 1 「山西事件」の評価
- 2 三井本社の実現

はじめに

一九四〇年（昭和一五）八月二七日、三井合名会社は三井物産株式会社に吸収合併され、一九〇九（明治四二）年設立以来三井合名会社はたしてきた三井財閥の本社部門は、形式上新三井物産会社に引きつけられることになった。新三井物産は資本金三億四四万九五〇〇円（内二億四七三六万七二七五円払込み済）で、三井一家が全株式を所有することに変わりなかった。三井合名会社が所有してきた諸事業の株式は、三井銀行・三井信託・三井生命の金融三社株式を除く大部分が新三井物産へ三井家からの現物出資の形で引きつけられた。上記金融三社株式は三井家が直接所有することになった。

本社機構については、三井一家で同族組合が設立され、その下で新たに「総元方」と称する機関が置かれ、この総元方が三井合名会社の本社機能を実質上ほとんど変わりのない形で継承することになった。そしてこの三井総元方とい

う法人格を持たない三井家の私設機関が、一九四四（昭和一九）年三月株式会社三井本社の設立に至るまで、三井財閥の事実上の統轄本部として機能することになった。すなわち、三井合名と三井物産との合併は、三井財閥の内部にとってまた財閥の実質的な機能の上からみれば、三井合名が三井総元方と名称を変えて三井物産の庇を借りたようなものであった。合併に際して三井が公表した表向きの合併理由（後掲参考資料）は別にして、このような中途半端な改組を拙速ともいえるほど急いだ内部の事情は、戦時下の急激な増税にいかに対処するかにあったといつてよい。第七五議会で抜本的な増税案の成立が必至となるや三井は改組計画を急ぎ日程に乗せて、改正所得税法の施行を目前にした一九四〇（昭和一五）年三月二〇日に三井合名会社と三井物産株式会社との合併契約を締結させ、新税法施行後の改組で予想された含み資産にたいする多額の所得税を免れたのである。

こうして三井家は当面の増税をいちおう回避することに成功したが、この増税対策上からでた便宜的な改組は同時に改めて「三井本社」設立問題の出発点をなすものであった。三井合名会社と三井物産株式会社との合併が、計画からわずか数か月で当局の認可をえて実現したのにくらべて、三井本社の設立は、一九四四（昭和一九）年三月に実現するまで、計画段階を含めて有に二年以上の日時を要する難作業となった。なぜ三年にもわたる難作業となったのか、この事情を明らかにすることが本稿の目的である。そのために以下で、三井部内の資料を追ってこの間の経過を忠実に再現することに努めた。

本来、戦時下における三井諸事業の実態を分析し、三井財閥の構造を解明することとの関連でなければ、三井本社設立問題を正確に評価することは不可能であろう。本稿は、戦時下の財閥の一側面を照射したにすぎない。今後、財閥の全体像を明らかにしていくための一作業と考えている。なお、とくに断わらない限り使用資料は、すべて財団法人三井文庫所蔵資料である。

參考資料 三井合名会社及三井物産株式会社合併理由（昭和十五年三月二十七日当局提出、合併本認可申請書類中）
要旨

第一、三井合名会社ヲ株式組織ニ改メ、合名社員ノ持分ニ換価性及担保力ヲ附シ、之カ公開ニ因リ三井関係事業ニ対スル社会全般ノ資本的協力ヲ仰キ、以テ新東亜經濟建設国策ニ即応シ得ルノ態勢ヲ整ヘ度キコト
第二、改組ニ因リ社債発行ノ途ヲ拓クト共ニ、借入金能力ヲ増大セシメ、以テ将来ニ於ケル旺盛ナル資金需要ニ対処シ度キコト
第三、三井物産株式会社ノ資本資力ヲ充実セシメ、貿易国策遂行上不可欠ナル同社ノ國際の信用ノ昂揚ニ資シ度キコト
第四、三井合名会社及三井物産株式会社両社ノ出資關係ヲ綜合整理シ、金融關係各社ヲ除ク全事業会社ノ統制ヲ一元化シ度キコト
以下更ニ右ニ付詳説セントス

第一、持分ノ株式化ニ付

一、三井合名会社ハ、明治四十二年十一月旧三井鉱山合名会社ヲ改組設立シ爾來三井系各社ノ親会社トシテ其綜合統轄金融等ヲ掌リ、關係事業ノ振興並ニ新規事業ノ育成ニ努メ以テ今日ニ及ヒタルカ、此間我國經濟界ノ發展ニ聊カ寄与シ得タリト確信スル次第ナリ

二、然ルニ近時国内戦時態勢整備ノ進行ニ連レ、諸般ノ統制強化、税制改正等漸次実施セラルル一面、生産力ノ飛躍的拡充ニ対スル国家的要請熾烈トナルニ及ヒ、現機構ハ時勢ノ進運ニ合致セサルノミナラス寧ロ国策ノ要求ニ背馳スル哉ノ結果ヲ招來セリ。之レ次ノ如キ諸理由ニ因リ、合名力逮ニ激増シ來ル事業資金、国策会社投資々金、寄附金其他ノ諸負担等ヲ円滑ニ賄フコト能ハサルニ至リタル為ニシテ、今ヤ合名ハ三井關係諸事業ノ中枢トシテ産業報國ノ使命ヲ完遂シ得サル情勢ニ立到レリ。即チ
(一) 合名社員ハ資産一切ヲ挙ケテ同社ニ出資セルノミナラス、其収入ハ諸税公課ヲスラ支弁スルコト能ハサル実状ナルヲ以テ、個人所有資産ヲ以テ持分払込ヲ為スコト不可能ナルコト

(二) 合名ノ負担激増其他ノ事由ニ因リ、利益蓄積ニ依ル資金調達ノ余裕殆トナキコト

(三) 社債発行ハ法律上不可能ナルコト

(四) 非公開的ナル合名組織ヲ以テシテハ、借入金ノ利用ニ限度アルコト

(五) 所有資産ノ処分ハ手取額僅少ニシテ巨額ノ資金需要ニ堪フルコトヲ得サルコト

三、合名ハ從來有価証券ヲ担保トスル同系金融機関ヨリノ借入金及所有株式ノ大量処分ニ依リ所要資金ヲ調達シ、以テ国策ノ要求ニ

応へ来リタル処金繰円滑ヲ欠キ關係事業資金ノ供給不如意ニシテ、時局下豊富ナル人的資源ヲ傘下ニ擁シ重点主義ノ見地上、内ハ益生産力補充ニ邁進シ外ハ興亜ノ國策ニ協力スヘキトキニ當リ、単ナル組織上ノ理由ニ因リ建設的活動ヲ阻マルルニ至リタルコト洵ニ遺憾ニ堪ヘサル所ナリ

四、加之、合名カ現状ノ儘推移シ、株式ノ大量処分ヲ繰返スニ於テハ、遠カラスシテ三井系事業ノ体系ニ急激ナル變動ヲ来スヘク、信用ヲ事業ノ生命トスル金融業及貿易業關係各社動揺ヲ来ス惧ナシトセス、聖戰下之ニ因リ生スヘキ内外ニ対スル影響等洵ニ懸念ニ堪ヘサルモノアル次第ナリ

五、合名ニ於テハ、予テヨリ關係各社ト協力シシ方対策ヲ考究中ノ処、經濟的影響緩慢ナル資金獲得ノ方法トシテ、結局合名社員ノ持分自体換価ノ途ヲ拓クノ重大決意ヲ為シ、其具体的方法トシテ三井合名合社ヲ三井物産株式会社ニ合併スルヲ最モ実行のナリトスルノ結論ニ到達セリ

六、斯クテ、從來全然融通力ヲ有セサリシ合名社員ノ持分ニ換価性及担保力ヲ附与シ、新合併会社ノ株式ヲ公開シテ社会ノ資本的協力ヲ仰キ得ルニ至ラハ、茲ニ合名ハ現在直面シ在ル資金難ヲ打開シ、多年ニ亘リ培養シ来レル關係諸事業ノ全機能ヲ動員シ、来ルヘキ長期經濟建設戰ニ於テ渾身ノ奉公ヲ為シ得ルノ自信ト決意トヲ有スル次第ナリ

第二、社債及借入金ノ利用ニ付

刻下三井關係事業ノ重大使命タル石炭、金、アルミニウム、鉛、亜鉛、硫酸等重要物質ノ増産ヲ促進シ、人造石油事業、造船海運事業等時局産業部門ノ發展補充ヲ図ルニ付テハ、今後資金需要累増シ来ルヘキコト明白ナルノミナラス、興亜ノ大業達成ニ當リ經濟界ニ課セラレタル重責ヲ遂行スル爲メニハ、国家永遠ノ計ニ稽ヘ、一貫不動ノ目論見ニ從ヒ、遠大ナル規模ノ下ニ、巨億ノ資本投下ヲ必要トスルコト云フヲ俟タス。斯カル巨額ナル資金需要ニ對シテハ、限定セラレタル自己資金ノミヲ以テシテハ到底之ニ對処シ得ルモノニ非ス。茲ニ改組ニ因リ、新ニ社債發行力ヲ獲得スルト共ニ、從來同系金融機關ノミ依存シ来レル借入金ノ利用モ、広ク一般金融機關ノ助力ヲ仰クノ方途ヲ講シ、仍テ關係諸事業所要資金調達ノ重責ヲ担ヘル親会社ノ使命ヲ全カラシメントスルモノナリ

第三、國際的信用ノ昂揚ニ付

三井物産株式会社ハ國策ニ遵ヒ全世界ニ亘ル商売網ヲ動員シ、銳意貿易ノ振興、外貨ノ獲得ニ努メ来リタル処、近時円貨ノ著シキ低落ト物価ノ世界的昂騰トニ伴ヒ、物産力其資本金ニ依リ表現セラレル資力ニ基キ、國際間ニ保持シ来リタル地歩ハ、昨今漸ク其威力

減殺セントスル実情ナルニ付、茲ニ合名ヲ吸収合併シテ其ノ資本金ヲ倍增シ、且ツ其傘下ニ三井關係全事業ヲ包括統合シ、國際的信
用ノ昂揚ヲ図リ、巨額ノクレヂットノ設定及ヒ國際商業戰ニ於ケル実力ノ涵養ニ資シ、以テ世界貿易界ニ於ケル不動ノ地位ヲ確保セ
ントスルモノナリ。

第四、子会社ノ統整合理

三井物産株式会社ノ關係会社ハ現在既ニ社數二百三十八社、此投資責任額金二億六千余万円、内払込済額金一億八千八百余万円ニ達
シ、社數、投資額何レモ累増ノ趨勢ニ在リ一方三井合名会社ノ關係会社ハ三井物産ヲ除キ社數六十七社、此投資責任額金三億一千六
百余万円、内払込済額金二億二千一百余万円ニシテ兩社ノ持株關係ノ重複スル部分不尠、徒ニ屋上屋ヲ重ヌル嫌アルノミナラス、其
他ノ投資關係ニ於テモ相錯雜セルモノアルヲ以テ、合併ニ因リ兩社ノ出資關係ヲ統合シ、且關係事業ノ組織ヲ整備シ、其統制ヲ全カ
ラシメントスルモノナリ。但シ金融關係各社即チ三井銀行、三井信託、三井生命保險ノ三社ハ其性質上事業会社ノ子会社トスルハ不
穩當ト認メラルルニ付、右三社ノ株式ハ合併後三井同族ニ於テ之ヲ買取り別ニ適當ナル管理方法ヲ講シ度シ

結語

合名、物産兩社カ合併ヲシ得タル曉ニ於テハ、三井ハ刻下ノ金融難ヲ克服シ、潤達進取ノ伝統的特色ヲ發揮スルコトヲ得ル一面、
創業以來ノ此一大転換期ニ當リ、益部内ヲ督勵鞭撻シテ、人心ノ刷新ニ努メ、時局認識ヲ徹底セシメ、以テ傘下ニ在ル豊富ナル人材、
資源、技術並ニ世界ニ其比ヲ見サル組織、信用ヲ活用シ、益々産業報國ノ使命達成ニ邁進セントスルモノナリ。

覚（添付念書）

一、本合併ニ依ル小生ノ取得スヘキ株式ヲ讓渡スル場合ハ予メ日本銀行ニ協議スルコト

但シ重役資格株、功勞株其他少額ナル株式ノ移転ハ此限ニ非ス

二、右株式讓渡ニ依リ得タル資金ノ使途ハ国策ニ副ヒ政府ニ於テ何等カノ御方針アル場合ハ之ニ順応スルコトニ努ムルコト

昭和拾五年參月拾四日

三井 高公

一 事業体制再編成ならびに本社設立計画の立案（一九四〇・九〜一九四二・七）

三井財閥の事業体制再編成とその核ともなるべき三井本社設立との全体計画は、すでに三井合名と三井物産の合併がなされた直後から検討されはじめていた。⁽¹⁾そして、立案の進行と平行して部分的に実行に移されていった。一九四一（昭和一六）年中に設立された三井化学工業株式会社（資本金三〇〇万円）、三井不動産株式会社（資本金三〇〇万円）の発足はこの例であった。

一九四一（昭和一六）年一月、三井総元方企画部において最初の草案がまとめられた。「三井ノ新事業態勢ニ就テ」と題する文書がこれである。この資料は一函と一〇案⁽²⁾からなっているが、そのうち改革の基本骨子を明らかにしている。「三井ノ新事業態勢確立要綱」をつぎに掲げておこう。

資料一 三井ノ新事業態勢確立要綱

趣旨

東亜共栄圏確立テフ至上目標ニ邁進シツ、アル我が国ニ於テ、重要生産事業ノ増強ハ現下喫緊ノ要務ナレバ、此際三井ガ生産事業ノ拡充ニ積極的ニ進出スルハ大財閥ノ責務タルト共ニ、又三井自体ノ真ニ生クル途ナリト信ズ。サレバ先ヅ三井ノ現事業ヲ因策タル生産拡充ニ即応シ得ル態勢ニ改革整備シ、以テ国家目的の完遂ニ寄与センコトヲ期スル要アリト思料ス。

要綱

一、鉱山会社ヲ物産会社ノ支配下ニ置ク現態勢ヲ是正シ、鉱山会社ノ地位ヲ引上グルコト。

三井ノ現機構ヲ視ルニ昨夏合名、物産両社合併ニ伴ヒ、旧合名会社保有ノ株式ハ、金融三会社ヲ除キ、総テ物産会社ノ保有ニ移リ、従ツテ物産会社ハ従来ノ如ク貿易、商事会社タルト共ニ、鉱山会社其他ノ諸会社ノ親会社トナリ、三井全事業ヲ管掌スル態勢ヲ採ルコト、ナレリ。然ルニ前述ノ如ク生産事業ノ増強ガ要請セラレ、三井トシテモ此ノ要請ニ積極的ニ即応セントス

ルニ当リテハ商事会社タル物産会社ガ鉱山会社其他ノ生産事業会社ヲ支配スル現態勢ハ之等諸会社ノ發展ヲ阻害スル所ナシトセズ、又社会的ニモ三井ガ動モスレバ生産事業方面ヲ閑却スルニ非ズヤノ誤解ヲ生ズル惧アリ。

特ニ鉱山会社ハ三井ニ於ケル最大ノ生産事業会社ニシテ、其ノ事業規模ハ物産会社ノソレニ匹敵シ、而モ重点会社トシテ今後益々拡充ヲ期待セラル、今日、斯ノ如キ不合理ナル態勢ハ早急ニ改革シ、鉱山会社ノ株式ヲ三井家ノ保有ニ移シ、名実共ニ同社ヲ三井家ノ直系会社タラシメ、物産会社ト對等ノ地位ニ引上グルヲ緊要トスベシ。

二、三井関係生産事業会社及ビ物産、鉱山両社中、分離独立ニ適スル生産事業部門ヲ母体トシ、業種別ニ整理統合シテ三井家ノ直系事業会社トナシ、之ヲ中心トシテ夫々拡充、強化、並ニ海外進出ノ方策ヲ講ズルコト。

鉱業及ビ化学工業ヲ除キ、重工業其他ノ生産事業ニ於テ三菱、住友ニ立遅レタル三井ガ生産事業ニ積極的ニ進出スルニ当リテハ、新規ニ事業会社ヲ設立スルコト困難ナル經濟界ノ現状ニ鑑ミ、先ツ現ニ三井ノ傘下ニアル諸生産事業ヲ母体トシ、之ガ發展ノ途ヲ講ズル他ナカラン。

従ツテ傘下ノ玉造船所其他ノ生産事業諸会社及ビ物産、鉱山両社ノ分離ニ適スル生産事業部門ヲ基礎トシ、之等ヲ整理統合シテ拡充、強化スルヲ必要トスベシ。即チ右諸生産事業会社ヲ業種別ニ整理統合シテ直系会社タラシメ、夫等ヲシテ外部会社ヲ合併シ、又ハ其ノ設備資産ヲ買収シ、或ハ又三井ノ従来ノ地盤ヲ基礎トシテ外地ニ進出スル等、夫々拡充、強化、發展ノ方策ヲ講ゼシムルヲ得策トスベシ。

而シテ右直系事業会社ニ對シテハ漸次、原則トシテ支配ニ必要ナル程度ノ株式ヲ三井家ノ所有ニ移シテ物産会社ノ支配ヲ離脱セシメ、各個独立ノ地位ヲ賦与シ、事業ノ進展ニ専念セシムルヲ可トスベシ。

斯クシテ三井家ニ於テ直接直系会社ノ株式ヲ保有スルニ至ラバ、現在ノ如ク物産会社株式ヲ主トスル三井家ノ資産構成ニ比シ、財産保全ノ見地ヨリシテ、保有資産ノ構成ヲ多角化スルト共ニ、後ニ述ブル如ク稅務上ヨリスルモ有利ナル結果ヲ齎ラズベシ。

三、三井関係事業ノ統轄会社ヲ設立スルコト。

惟フニ、旧合名会社ノ如ク、或ハ三菱、住友ニ於ケル現機械^(機カ)ノ如ク、持株会社ヲ設置シテ、之ニヨリ各關係会社ヲ統轄スルハ、財閥ノ最モ整備セラレタル支配形態タリ。乍併、斯カル形態ハ所謂課稅ノ重複ヲ來シ、会社ノ税金負担多キ現今ニ於テハ利益ノ著減ヲ免レズ。

三井ノ現機構ハ前述ノ如ク、純然タル持株会社タリシ合名会社トノ合併ニヨリ、物産会社ハ商事会社タルト共ニ持株会社トナリ、從ツテ同社ノ利益ハ貿易商事關係ノ收益ニ持株ノ配当収益ガ加ハリ後者ノ配当ニツキテハ從前ト同様、課税ノ重複ヲ免レザル実状ニアリ。又現在ノ三井各社ノ統轄機關タル三井總元方ハ一種ノ組合ニシテ法人格ヲ有セズ、其ノ組織ハ社会的ニ動モスレバ誤解ヲ招ク惧レナシトセザルノミナラズ、其ノ經費ハ三井家ノ所得ノ一部ニヨリ賄ヒ居ル現狀ナリ。

從ツテ機構ノ整備ニ當リテハ、持株会社ヲ設置セズ、直系事業会社ノ株式ハ直接三井家ニ於テ保有シ、別ニ三井家全株所有ノ下ニ三井全事業ノ連絡統帥ヲ目的トスル純然タル統轄会社ヲ設立シ、直系会社ノ株式ノ一部ヲ保有セシムルモ、其ノ額ハ同社ノ經費支弁ニ必要ナル程度ニ留ムルコトトスルヲ得策トスベシ。然ルトキハ、三井家ノ所得ノ源泉ハ直接各直系事業会社ノ配當ニシテ、又統轄会社ハ必要經費ヲ所有株式ノ配當ニヨリ賄フヲ得、課税ノ重複ヲ免レ、又三井家ハ統轄会社ヲ通ジテ三井全事業ノ連絡統轄ヲ図ルコトヲ得ルナリ。

四、三井家ニ於ケル右諸方策ニ必要ナル資金ハ不取敢、物産会社株式ノ公開ニヨルベキモ、之ト共ニ借入金ヲモ併セ考慮スルコト。前述ノ諸方策実施ニ當リテハ、三井家ニ於テ鈔カラザル資金ヲ必要トスベク、之ガ調達策トシテハ物産会社株式ノ公開ニヨルト共ニ借入金ヲモ併セ考慮スルヲ要スベシ。又將來直系事業会社ノ發展ニ伴ヒ、之ニヨル資金調達モ可能トナルモノト思惟ス。

ここで提示された基本方策は、その後の具体化の過程で手直しされながらも最終成案の土台となったものといつてよい。すなわち、生産部門投資を時局にかなえて整理統合し直系事業としていくこと、新たに統轄会社(本社)を設立すること、必要資金を新三井物産株式公開によって調達すること、以上の三点は以後における基本線となった。もちろん、この三つの柱は相互に連関をもつてからみ合い、個別に実行できるものでもなく、また一つを欠いても目的の達成が困難であった。さらに、この基本方策が考えられた背景には、三井内部にとつて改革の至上課題ともいへべき累年著増する戦時下の増税によって弱化した三井家の財政を、いかに立直しかつ将来における財政基盤を強化するかという問題があつたことを忘れてはならない。

この点も考慮してこの基本方策を論理的に整序して図示すれば、つぎのごとくである。

ルモノアリ、配当余力ハ猶充分アルニモ拘ラズ、会社經理統制令ニヨリ同社ノ資本金ニ億四千七百余万元ニ對シ一割二分一厘四毛ノ配当ニ限定セラレ居ルタメ、同社株式時価総額ハ概ネ六億五千万円程度ニ過ギザルモノト推算セラル。從ツテ右ノ純資産総額及収益力ヨリ視ルトキハ時価低キニ過グルモノト思料セラレ、配当維持力ニ相當ノ余裕アリト見得ルヲ以テ或程度純資産ヲ減少セシメ、又収益力ヲ或程度低下セシムルモ物産会社株式時価ニハ影響渺カルベシ。

從ツテ、先ヅ(1)物産会社所有株式中適當ナルモノヲ三井家ニ移讓シ、或ハ(2)物産会社ノ有利ナル事業部門ヲ分離シテ三井家ニ於テ分離独立セル新会社ノ資本ニ參加スル等ノ方法ニヨリ株式ヲ取得シ、三井家ニ於テ之ヲ適宜処分シテ、プレミアムヲ利得シ、以テ資金調達ノ方途トスル等ノ方策ニヨリテ、物産会社ノ純資産総額ヲ或程度低下セシメ、物産会社ノ或程度ノ犠牲ニ於テ三井家ノ利得ヲ計リ、然ル後ニ物産会社ノ株式ノ公開ヲ行フヲ得策トセン。

一、而シテ現在營業ニ非ザル個人ノ株式売買益ニハ課税セラレザレドモ、既ニ株式ノ清算取引ニヨル個人ノ所得ニ對スル課税案ガ今議會ヲ通過シ近ク実施ノ運ビニアリ、実物取引ニヨル所得ニ對スル課税モ大蔵省ニ於テ研究中ナル由ニシテ、株式公開ニヨル個人ノプレミアム利得ニ對スル課税モ早晩行ハル、モノト推察セラル。從ツテ三井家ニ於テ株式ヲ公開シプレミアムヲ利得セントスル本方策ハ早急実施スベキ要アリト思料ス。

尤モ右ノ方策ノ実施ニ當リテハ各方面ヘノ影響少カラザルベケレバ、政治情勢、社会情勢、經濟情勢ニ十分ノ注意ヲ払ヒ又予メ關係各方面トノ充分ナル了解ヲ遂グル要アルベシ。

一、右ノ趣旨ニ沿フ具體策トシテハ差當リ

(イ) 鉱山会社ハ増資必至ナレバ、増資ニ際シ三井家ニ於テ増資新株式ヲ引受ケ、或ハ予メ鉱山社旧株式ノ一部ヲ買受、増資新株式ヲ引受ケタル後公開シテプレミアムヲ利得スルコト

(ロ) 物産会社船舶部ヲ分離独立セシメ、三井家ニ於テ分離独立セル新会社ノ株式ヲ引受ケ適宜公開シテプレミアムヲ利得スルコト

(ハ) 三井造船ハ近ク三倍程度ニ増資ノ予定ナル由ナレバ、三井家ニ於テ増資新株式ヲ引受ケ適宜公開シテプレミアムヲ利得スルコト

等ガ考慮セラル、モ、右ノ具体案ニ関シテハ目下研究中ニシテ、成案ヲ得次第逐次御報告申上グベシ。

以上の三井総元方企画部で作成された二つの草案は参考資料としてさらに検討が加えられることになった。その際、検討の場は総元方企画部の他に総元方財務部、総元方総務部（同族会事務局共同）、三井物産に広げられ、四者が各々競合して試案の作成にとりかかった。この時期の各部局あるいは三井物産におけるこの問題にたいする動向は明らかではないが、この間においても一九四二（昭和一七）一月の三井造船株式会社の発足⁽³⁾、さらに三倍額増資と増資株の三井家による直接取得問題、また同年四月三井精機工業株式会社の設立など実際の改革はすすめられていた。

一九四二（昭和一七）年五月、四者の試案が提出され、その四試案を比較検討して成案を作成するために、三井総元方に「三井家財務ニ関スル委員会」と称する委員会がおかれた。まず、この委員会で整理された四試案の比較一覧表を掲げておこう。

資料3 各案骨子比較表（次ページ見開きに掲載）

この四案を素材に実行可能な成案を作成するのが委員会の任務であった。委員会は、同年五月二二日に第一回を開催し、同年七月三日の第七回委員会で最終答申書を決定している。この間の検討の中心は、新三井物産株式の公開問題と本社設立問題とにしばられていた。たとえば、五月二九日開催の第二回委員会の記録をみよう。

資料4 第二回委員会記録

昭和十七年五月二十九日（金）午後二時開会、委員全部出席

一、福田常任委員ヨリ三井家ノ金繰ニ関シ左ノ説明及意見開陳アリ

第一、三井家ノ經常収支

(イ) 三井家ノ經常収支（相続税支出ヲ除ク）ハ物産配当率（現在年二・一四％）据置、税率現在ノ儘ト仮定シテ計算スルモ、明年度ハ二六五万円ノ赤字、爾後預ケ金利子ノ消滅、借入金利子ノ増加ニ伴ヒ毎年赤字累増シテ昭和二十五年年度ノ赤字ハ六四

元 方 ノ 改 組	三 井 家 財 政 整 備
(1) 連絡統轄機関トシテ 株式会社三井本社（仮称） 新設	(1) 生産事業株式取得 鉱山，三井倉庫，三井農林株式譲受 造船会社増資新株引受 新設海運会社株式引受 (2) 新規事業投資 東京芝浦電気会社株式買受其他 (3) 借入金返済 (4) 相続税支払 (5) 株式操作ニヨル利得 東洋棉花，東亜製粉株式譲受，機ヲ見テ 売却
(1) 総務部及財務部ノ一部ヲ同族 会事務局へ併合 (2) 其ノ余ハ三井株式会社へ合体	(1) 三井株式会社株主トシテ A. 新設会社ノ株式引受 新物産株，三井船舶株 B. 同社子会社ノ株式買入 鉱山株ノ分譲ヲ受ク (2) 三井銀行株，信託株，生命株ハ一部分ヲ 残シ三井株式会社へ売戻スコト
(1) 総元方ハ三井株式会社ニ合体	(1) 物産株公開資金ニテ A. 相続税ノ支払，負債ノ整理 B. 関係有望会社株式取得（本社外部株主 ト同一立場ニ於テ） イ）鉱山，新物産，海運，造船，工作機等ノ 物産子会社株式ノ分譲ヲ受クルコト ロ）鉱山社所有株式中将来性アルモノノ 分譲ヲ受クルコト (2) 金融三社株式ノ全部又ハ一部ヲ三井株式 ノ会社へ売戻スコト
(1) 総元方ガ持株会社トナルコト ヲ予定	物産株公開資金ニヨリ A. 相続税支払 B. 物産ノ重工業投資ニ参加 東京石川島造船，東京芝浦電気，日本製 鋼所，三井精機，三井造船，日産自動車 丸善石油等 C. 株式操作ニヨル利得 東洋海運，大洋興業，三泰産業，東亜製 粉，三井倉庫各株式譲受，機ヲ見テ売却

三井本社設立についての覚書（松元）

各案骨子比較表（昭和17年5月20日）

	物産株ノ公開	物産機構改組
企画部案	<p>第一次トシテ新株式 2,003千株公開 （本年中= 368千株 明年中=1,635千株）</p> <p>第二次トシテ昭和19年—21年 ノ間ニ増資新株式 1,502千株 公開 （物産会社半額増資ヲ予定） 結局五ヶ年間ニ総株式ノ半数 公開</p>	<p>(1) 傘下諸事業ノ整備統合拡充強化</p> <p>(2) 海運部門ノ分離独立ヲ予定</p> <p>(3) 重点事業進出</p>
財務部案	<p>約三分ノ一ヲ可成速カニ公開 第一案 旧株式（@50円—払込） 1,000,000株 新株式（@23.50払込） 1,000,000株</p> <p>第二案 新株式（@23.50払込） 2,000,000株</p>	<p>(1) 先ヅ現物産会社ヲ三井株式会社 ト改称 正員ハ凡テ同社重役ニ就任</p> <p>(2) 商事部門ヲ分離シ、三井物産 会社設立</p> <p>(3) 船舶部ヲ分離シ、三井船舶（仮 称）設立 大洋興業、東洋海運ヲ新会社ニ 合併</p>
総務部 同族会 務局案	<p>第一次新株式 2,000千株公開 直系会社株主、縁故先、取 引先等へ公開</p> <p>第二次以降漸次売増シ結局50 %以上迄 生保団其他大口ニ譲渡</p>	<p>(1) 第一次物産株公開後ニ商事部門 及海運部門ヲ分離公開</p> <p>(2) 分離セル商事部門ヲ新物産トス</p> <p>(3) 三井株式会社ト改称 配当ハ逐次八分程度迄減配ノコ ト</p>
物産案	<p>時機ヲ見テ一部公開 三井銀行、信託、生命へ売却</p>	<p>(1) 南洋新占領地区ノ支店独立</p> <p>(2) 暫定ノ物産内ニ直系会社ノ幹 部協議機関設置</p> <p>(3) 船舶部ノ分離、独立</p> <p>(4) 投資方針ヲ重工業方面へ転換 （直系以外ノ投資ヲ整理シ、資金 捻出）</p>

五万円ナリ

(㉒) 物産ノ減配又ハ増税アラバ事情更ニ悪化スベシ

(㉓) 各家歳費元方経費ニ付テハ目下節減方研究中ニシテ一〇万円以上節減可能ノ見込ナリ

第二、相 続 税

(1) 今後支払ヲ要スル相続税総額予想(査定未済分ヲ合セ)ハ六、八五〇余万円ナリ

(㉔) 右予想額ノ内室町家、本村町家分(合名改組後ニ相続開始)ハ従前ノ稅務署査定例ニ倣ヒ物産株価ヲ正味資産ヨリ算定シ一株一八三円五〇ト見タルガ、株式公開ニ因リコレヨリ安イ値ガ出レバ稅務署ノ査定ハ若干下ル見込、例之仮ニ物産株一株一五五円ト査定セラレタリトセバ兩家ノ相続税ハ概算一、四六八万円安クナル

(㉕) 相続稅年賦金ハ明十八年度一、三一九万円ニシテ手許金ハ同年末僅ニ一八万円ヲ残スノミトナリ爾後毎年經常收支ノ赤字ト相続稅年賦金ハ借入金ヲ以テ支弁スルカ又ハ他ニ適切ナル方策ヲ講ジテ之ヲ処理スルコトヲ要ス

(㉖) 更ニ将来ノ問題トシテ、相続稅ノ稅率ハ各國ノ例ニ徴シ増ストモ減ラヌ見込ナリ、所得稅ニ就キテモ更ニ増率セララルコトナキヲ保セズ

第三、借 入 金

(1) 借入金現在額ハ七、七七〇万円、此利息年三二二万円ナリ

(㉗) 右借入金ニ依テ所有スル銀行、信託、生命、化学、不動産株式配当收入(不動産無配)年額三四九万円、之ニ対スル税金約七三万円ニシテ借入金利息ヲ加フレバ差引三七万円ノ支出超過トナル

(㉘) 金融三社株式担保借入金ニ付テハ現利率四分ヲ三分五厘ニ引下方交渉中、之ニ因ル年間利払減三二万円、税金増二二万円差引支出減九万円ナリ

(㉙) 三井家ニ於テ借入金ヲ為シ株ヲ持ツコトハ利廻ガ借入金利率ノ倍以上ニナラネバ損計算トナルコト注意ヲ要ス

結 論

(1) 以上ノ状態ニ於テ金繰上ノ赤字ヲ消スニハ物産株式ヲ公開スル外ナシ

(㉚) 物産株ニ代ヘ更ニ有利ナ株ヲ持ツコト適當ナルベキモ、配当收入ノ増加ハ税金關係上三井家ヲ潤スコト甚少キ点ニ留意スルヲ要ス

- 三井家トシテハ無税ニテ取得シ得ルプレミアム益ノ増加ヲ図ルヲ先以テ考フベキナリ
- (イ) 株式ノ清算取引差益金ニ対スル課税已ニ実施セラレタルニ付実株ノ売却差益ニ対シテモ早晚課税ヲ免レザルベシ、故ニ物産株ノ公開ハ成ル可ク急速ニ実行ヲ切望ス
- 一、佐々木常任委員ヨリ三井家ノ事業整備進出ニ関シ左記意見開陳アリ
- (イ) 合名改組ノ方法トシテ物産ト合併ノ手段ニ依リタル結果、改組後ノ新会社タル現物産ハ一面旧物産ノ事業ヲ経営シツツ他面合名傘下ノ諸会社ヲ統轄スル如キ形態トナリタルガコレ三井家カ事業執行部門ト統轄部門トヲ分離スルヲ年来ノ伝統トシタル所ト相背馳ス。之ヲ適正化スルコトハ是非トモ必要ナリ
- (ロ) 三井家資産保持ノ点ニ付テ参考トスベキハ住友及三菱ノ行キ方ナリ
- 住友ハ昭和十二年三月（臨時資金調整法施行前）住友合資（一億五千万円）ヲ解散シ、之ニ代ヘ同一資本金ノ株式会社住友本社ヲ設立シタルガ、其際合資ノ含ミハ尽ク住友家ニ帰属セリ。即チ金属工業、化学工業、其他旧合資所有株式ノ相当数ヲ直接保有スルニ至リ、爾後ノ増資値上リ益ハ無税ニテ同家ノ取得スル所トナリ、一面統轄機構ハ従前同様ノモノヲ存置セルカ故ニ、改組トシテハ最上ノ方法タリシモノニシテ、其実質ハ三井トシテモ取ツテ以テ範トスヘキモノナリ
- 三菱ハ商法ノ規定ヲ利用シ、組織変更ニ因リ解散ヲ行ハスシテ（従ツテ清算所得税ヲ支払ハスシテ）株式会社ニ改組シタルガ、解散ヲ伴ハサリシガ故ニ岩崎家ノ個人所有資産ニハ何物モ加ハルコトナク本社ヲ売却可能ノ形ニシタ以外資産保持ノ方法トシテハ妙味ナキ行キ方ナリ。両者ヲ対比シ将来ノ予測ヲナスニ、住友家ハ相続税ヲトラレテモ大キクナルガ、岩崎家ハ資産漸減スベシ
- 仍テ三井トシテハ将来三井家ノ資産内容ヲ転換シ、直接ニ事業会社ノ株式ヲ所有スル方向ニ進ムコト緊要ナリ
- (ハ) 事業統轄組織ノ整備ニ付テハ現在ノ元方ノ機構ヲ変更シ会社組織ト為スコトハ絶対必要ナルガ、ソノ方法トシテハ現在ノ物産会社ヲ本社化スル案、別ニ本社ヲ設立スル案等アルモ、本社又ハ三井家等カ如何ニ株式ヲ持ツヤニ付テハ三菱ノ例ヲ参酌スルヲ適當トスヘシ。即三菱ハ分系会社ノ株式ヲ所有スルニ付本社又ハ他ノ分系会社ノ持株ハ大体四〇％以上五〇％未滿ナリ。三井トシテモ予メ直系会社ニ対スル三井家其他三井系ノ持株予定ヲ定メ置キ計画的ニ善処スルヲ要ス例之三井家及三井直系ノ持株合計ヲ四八％見當ト為スコト一案タルヘシ
- (ニ) 三井家又ハ物産カ重点事業ニ進出スルコトノ必要ナルコトハ言ヲ俟タサル所ナルモ之ニ付注意スヘキハ単ニ株ヲ買フ丈デナ

ク経営權ヲ把握スルコトデコレカ為メニハ人間カ三井側カラ行クカ又ハ其事業ノ首腦ヲ三井ノ人間ニスル必要アリ。更ニ又對外的ニハ三井カ其事業ヲヤツテ居ルコトヲ明白ニ表示スルコト即看板ヲ出シテ置クコトカ必要ナリ

(以下省略)

こうした検討をへたうえで、比較的短時日のうちに「答申書」にまとめられ、それは同年七月九日付で三井総元方議長三井高公宛に提出された。つぎに掲げたものである。

資料5 答申書(昭和一七年七月九日)

第一 要綱

- 一 三井家財政ノ整備確立ヲ図リ、且ツ關係事業資金梗塞ノ現況ヲ打開シ国策重点事業ノ拡充進展ニ遺憾ナカラシムル為メ、成ルベク速カニ相当量ノ物産社株式ヲ公開スルコト
- 二 三井關係事業ノ態勢ヲ整ヘ以テ国策産業ノ育成發展ヲ図ル傍ラ、三井家資産ノ保全増殖ニ資スル為メ、物産社株式公開売得金ヲ以テ鉱山社其他三井關係会社株式ヲ直接三井家ニ於テ取得スルコト
- 三 三井關係事業ノ連絡統轄ノ強化ヲ図リ、且ツ三井家経費ノ節減ニ資スル為メ、現総元方ニ代ヘ本社ヲ設クルコト

以下前記要綱ニ付更ニ詳説ス。

第二 物産社株式ノ公開及三井家ノ株式取得ニ付

一 説明

(一) 三井家ノ金繰ノ現況ニ徴シ、物産社株式公開ノ要アリ

三井家必要資金ノ現況概ネ次ノ如シ。

(1) 相続税(未査定分ヲ含ム)

(2) 株式担保借入金

(3) 不動産社借入金肩代

千円

六八、五〇〇

七七、七三三

二七、〇〇〇

(一) 株金払込（物産、化学、造船未払込金）

計

六四、四〇〇
二三七、六三三

而シテ今般ノ増税ニ因リ三井家ノ經常收支ハ年間約百三十万円ノ赤字トナリ、若シ再増税又ハ物産社減配等ノコトアラバ、收支ハ一層悪化スル筋合ナリ。更ニ相統税ヲ加フレバ赤字年額ハ千百万円以上ニ達シ、明年中ニ手許資金枯渇シ、爾後借入金ハ年々累積スルヲ免レザルモ、借入金ニモ自ラ限度アル以上、根本対策トシテハ現在唯一ノ換価可能資産タル物産社株式ヲ公開スル以外ニ有効適切ナル方途見当ラズ。（附屬第一表及第二表参照）

(二) 三井関係事業ノ拡充發展ヲ図ル為メ、物産社株式ヲ公開シテ資金疏通ノ途ヲ拓ク要アリ

我国産業經濟ノ重要部門ヲ担当スル三井トシテハ時局下總力ヲ拏ゲテ生産増強ニ邁進スル責務ヲ有スルコト言フ俟タザル所、物産社ニ於テモ此情勢ニ即応シテ既ニ重工業其他重点事業方面ニ進出ヲ企図スルニ至リ、鉱山社、化学社等モ亦銳意増産ニ努力シツツアリ、之ニ伴ヒ物産社ニ於テ調達スルコトヲ要スル資金ハ數億円ニ上ル見込ナリ。然ルニ物産社ノ借入金ハ既ニ著シク巨額ニ達シ、社債発行モ亦困難ナル現況ニ於テハ、自ラ新株式払込乃至増資ヲ要スル趨勢ニアルガ、三井家トシテハ独力克服ク之ニ応ズルコト能ザル実情ナルガ故ニ、此際物産社株式ヲ公開シテ外部資金ヲ導入シ、以テ資金疏通ノ途ヲ拓キ、傘下重点事業ノ伸長ニ遺憾ナキヲ期スルコト肝要ナリ。

(三) 三井家資産保全並ニ事業進出ノ見地ヨリ、資産ヲ多角化スルコト緊切ナリ

三井家ノ資産ガ実質上物産社株式一本ニ集中セラレ在ル現状ハ財政將來ノ安固ヲ期スル所以ニ非ズ。他面現下ノ税制上三井家ニ殘サレタル最モ賢明ナル資産増強ノ方法ハ所有株式ノプレミアム益取得ナリ。一面三井家ニ於テ傘下重点事業会社株式ヲ取得シ、之ヲ直轄下ニ置キ、其育成發展ヲ助長スルハ時局下國家ニ對スル御奉公ノ一端トナルモノト云ハザルベカラズ。仍テ三井家トシテハ此際先ツ物産社株式ヲ公開シ、其売得金ノ内ヲ以テ傘下ノ有望株式ヲ買取り、以テ資産ノ内容ヲ多角化シ、国策ニ從ヒ事業拡充ヲ図リツツ資産ノ保全増殖ニ資スルヲ適當ト認ム。

(四) 態勢整備ノ見地上、鉱山社株式等ヲ直接保有スルコト必要ナリ

合名改組ノ結果、鉱山社其他沿革上三井家ト因縁浅カラザル諸事業会社ガ形式上物産社ノ子会社トナリ居ル現状ハ事業体系上不自然ニシテ、之ガ是正ノ為メニモ三井家ニ於テ直接鉱山社株式等ヲ保有シ、名実共ニ之ヲ直系会社タラシムル要アリ。

(五) 物産社株式公開ハ成ルベク速カナルコトヲ要ス

叙上ノ見地ヨリ物産社株式ノ公開ハ避クベカラザル所ナルガ、公開ヲ実行スルトセバ、一日モ速カナルヲ適當ナリト思料セラ

ル。蓋シ株式ノ大量公開乃至大量取得ハ国家ノ資金計画ニ影響スル所不尠ルヲ以テ、今日既ニ諸般ノ制約ヲ蒙リ居リ、戦時経済下此種制限ハ加重セラルルトモ軽減セラルルコトナキノミナラズ、税制ノ改正等ニ因リ不測ノ障礙ヲ生ゼザルヲ保シ難キヲ以テナリ。

二 具 体 案

叙上ノ趣旨ニ基キ物産株公開並ニ三井家株式取得ニ付具体案ヲ樹ツルコト次ノ如シ。(附属第三表参照)

尚(1)本案ハ一応本年七月ヨリ昭和十九年末ニ至ル三ヶ年ヲ目標トシテ計画セリ。

(2)本案ノ実行上予メ当局ノ認許可又ハ諒解ヲ要スル事項尠カラザルヲ以テ、其意向ニ依リ内容ニ変更ヲ受クルコトアルベシ。

(3)情勢ノ変更ヲ考慮シ、以下ニハ特ニ第一年度分ニ主眼ヲ置キテ述ブルコトトセリ。

(4)本案ハ全計画ニ付御審議ヲ仰ギタル上、之ガ実行ニ当リテハ一々ニ付予メ経同スベキコト。

甲、物産株式会社公開具体案

(一) 公開株数

第一年度分(昭和十七年分)目標

(当局ノ意向等ニ依リ或ハ相当減少スルコトアルベキコト)

旧株 (五〇〇円払込) 五〇〇千株

新株 (二三四五〇銭払込) 一、五〇〇千株

計 二、〇〇〇千株

三ヶ年間ノ公開目標 四、〇〇〇千株

(但シ第二年度ニ物産社半額増資ヲ見込ム)

三ヶ年計画実施後ノ三井家持株 四、〇〇〇千株

右 保有率(総株数九百万株ニ対シ) 四四・四%

外ニ直系会社(銀行、信託、生命等)ニ於テ相当数保有ノ見込

(二) 公開ノ範圍

大体左ノ範圍トシ、実行ニ当リテハ経同ノコト

三井本社設立についての覚書（松元）

- (イ) 三井家関係者
- (ロ) 関係各社重役及従業員
- (ハ) 重役待遇者及退職重役（遺族ニ付テモ適當考慮ノコト）
- (ニ) 退職従業員
- (ホ) 関係各社及関係法人
- (ヘ) 関係各社株主
- (ト) 物産社取引先

(三) 公開価格
公開発行ニ当リ、当局ノ意向、市況等ヲ考慮シ、慎重検討ノ上経何決定スベキモ、本案第一年度分公開価格ハ一応左記ニ依リタリ。

- 旧株 (五〇円払込) 一一〇円
- 新株 (二三円五〇銭払込) 八五円
- 公開代金ノ使途
 - 公開代金 第一年度 一八七、五〇〇千円
 - 三年間累計 三七〇、〇〇〇千円

	第一年度	全期間
使途内訳		
相 続 税	三、三九三 千円	二八、三八三 千円
相続税引当金（未納分）	—	四〇、一五五
借入金返済	七七、七三三	七七、七三三
借入金肩代	二七、〇〇〇	二七、〇〇〇
（不動産社分）		
新規株式投資	五二、九七〇	二四一、四三五

計

一六一、〇九六

四一四、七〇六

差引、過不足

二六、四〇四

四四、七〇六

「註」 右不足額ハ物産社株式以外ノ増資株一部売却代金ヲ以テ之ニ充當ス。

(四) 公開ノ時期

本計画案ニ付御承認ヲ得タル上ハ、直チニ公開準備ニ着手スル傍ラ、对官庁トノ内交渉ニ進ムコトトシ、成ルベク本年十一月十日名義書替停止期日迄ニ第一年度分ヲ完結セシメ度シ。

乙、株式取得具休案

(一) 取得候補株式銘柄ハ一応左ノ如クスルコト

三井鉱山社株式

三井海運社(計画中)株式

三井精機社株式

三井倉庫社株式

三井農林社株式

東洋棉花社株式

東洋レーヨン社株式

尚事宜ニ依リ東洋輕金屬社株式、東洋高圧社株式、其他關係会社株式取得ノコト

(二) 取得數量

大体總株數ノ三割ヲ目標トスルコト、但シ会社ノ規模、将来性、其他各般ノ事情ヲ勘考シテ適宜増減ノコト

(三) 取得ノ時期及價格

市価ナキモノハ物産社株式公開前ニ成ルベク払込額以内ニテ取得シ、市価アルモノハ市況ヲ見計ヒ適當ノ時期ニ買入ルルコト。鉱山社株式ハ同社増資前、物産社一般株主ニ対シ其持株ノ割合ニ応ジ廉価分譲ノ方針トシ、其際三井家ニ於テモ取得方考慮ノコト

ト

附、本計画案ノ実施ト三井家ノ純收入予想

本三ヶ年計画案実現ノ曉ニ於テハ、三井家トシテハ、相続税全額ヲ調達シ、借入金ヲ完済シ、資産内容ノ多角化ヲ行フコトヲ得タル上、而モ其純収入ハ左ノ如ク増収トナル計算ナリ。

現状ノママ推移セル場合（三年後ノ年額） 二、九五〇 千円

本計画案ヲ実施セル場合（ ” ” ） 三、七九九

差引増加額 八四九

（附屬第五表参照）

第三 本社設置問題ニ付

一 説明

(一) 現総元方ハ之ヲ改組スルノ要アリ

(1) 現総元方ハ貴重ナル三井家手取収入金中ヨリ之ガ経費ヲ支弁セザルヲ得ザル機構ナルガ、此ノ如キハ他ニ例ヲ見ザル不経済ナル仕組ニシテ、到底恒久的組織タリ得ズ。

(2) 総元方ハ法人格ヲ有セザル為メ不利不便尠カラザルコト成立後二年間ノ経緯ニ徴シ痛感セララル所ニシテ、社会的ニモ兎角ノ誤解ヲ招ク惧レナシトセズ。

(二) 総元方ニ代ヘ本社ヲ設クル要アリ

(1) 総元方類似ノ機構ハ御同族ノ三井関係事業統轄ノ本拠トシテ、且ツ又関係会社相互間ノ連絡調整ニ当ルベキ中枢組織トシテ之ヲ存置スル要アリ。

(2) 対外関係ニ於テハ三井全体ノ統一的意思表示機関トシテ、將又三井ノ明確ナル代表組織トシテ之ヲ確立スベキコト内外ノ要望タリ。

以上ノ如ク本社ノ機構ヲ不可欠トスル以上、其基礎ハ安定的且ツ恒久的タラシムル要アルガ故ニ、此際之ヲ会社組織トシテ、其経済的基礎ヲ確立セシムルヲ可トス。

(三) 新設本社ノ機能

新設本社ハ現総元方ノ管掌セル三井関係事業ノ連絡統轄ヲ担当スルコト、スルモ、時勢ノ進運ト関係事業ノ伸張ニ応ジテ之ガ強化ノ要アルニ鑑ミ、特ニ左ノ各項ヲ実施スルコト

(イ) 総合的調査機関ノ設置
(ロ) 総合的企画機関ノ設置

(ハ) 常設委員会制度ノ創設(各社業務上ノ共通事項ノ連絡緊密化ノ為メ)
(ニ) 人事給与制度ノ総合的調整

二 具 体 案

叙上ノ趣旨ニ基キ本社設置ノ具体案ヲ按ジタル所、左ノ諸案ヲ得タリ。之等ノ案ハ何レモ予メ官庁ノ許認可乃至諒解ヲ要スルモノアルニ鑑ミ、各々候補案トシテ茲ニ掲グルコトトセリ。

(一) 三井家単独出資ヲ以テ新本社ヲ創設スル案

骨 子

(イ) 資本金 五千万円乃至一億円

(ロ) 資 産 直系各社株式(各社総株数ノ夫々5%見当ヲ時価ニ依リ出資、過不足アル場合ハ物産社株式ヲ以テ調整、資本金五千万円ノ場合ハ其半額)

(ハ) 損益計算(年計算)之ハ三ヶ年後ノ計算ニシテ、前記三ヶ年計画案ニ從ヒ物産、鉾山、造船ノ増資及化学、造船、精機、農林ノ払込ヲ見込ミ、其所要資金ハ借入金ニ依ルコトトシテ算出]

五千万円案	一億円案
収入 二、七〇〇 千円	五、四〇〇 千円
支出 二、六〇〇	三、八二〇
純益金 一〇〇	一、五八〇

(ニ) 本案ノ実施ト三井家純収入ノ予想

前記三井家財政整備三ヶ年計画ヲ実施シ且ツ本社ヲ設立シタル場合ノ三井家純収入ハ本社ヲ設立セザル場合ニ比シ左ノ如ク増加スル予想ナリ。

五千万円案	増加年額	八〇八千円
一億円案		六二七千円

（附属第五表参照）

- (一) 三井家ノ外直系各社モ出資シテ新本社ヲ創設スル案（骨子省略、附属第四表及第五表参照）
 - (二) 三井家ノ外直系各社モ出資シテ組合ヲ創設スル案（同 右）
- 追テ右三案ノ外左ノ二案モ議論ニ上リタリ。

(一) 物産社ヲ本社化スル案

(二) 不動産社ヲ本社化スル案

以上

答申書附属表

第一表 総元方金繰予測表

第二表 借入金明細表

第三表 三井家財政整備三ヶ年計画案

第四表 本社案各案比較表

第五表 三ヶ年後ノ三井家収支予想比較表

第六表 三ヶ年計画実施後ノ事業態勢図

（終）

（付属表省略）

(1) 三井総元方企画部「第一課日誌（其二）」の昭和十五年九月二日の項につきのような記事がある。

「三井ノ対内、対満、対支、対南洋政策ヲ如何ニ為スベキカトノ主題ノ下ニ物産、鉱山、銀行ノ部長級、課長級及ビ新鋭分子ノ各級別座談会開催ノ準備ヲ命ゼラル」

(2) 「三井ノ新事業態勢ニ就テ」はつぎの一一項目からなっていた。

一、三井ノ新事業態勢図

二、三井ノ新事業態勢確立要綱

一、三井株式会社設立案

一、三井鉱山株式会社拡充案

一、三井化学工業株式会社拡充案

一、三井海運株式会社案

一、三井重工業株式会社案

一、三井軽金属株式会社案

一、三井精機株式会社案

一、三井拓殖農林株式会社案

一、海外ニ於ケル三井事業ノ統轄機関設置案

(3) 三井造船株式会社の発足は、一九三七(昭和一二)年七月三井物産会社造船部を分離して設立された株式会社玉造船所(資本金一〇〇〇万円)を、この時改称したものである。

(4) 四試案の表題はつぎのようであつた

三井総元方企画部試案

「三井家財政方策ト事業進出並ニ態勢整備ニ関スル構想」(冊子)

三井総元方財務部試案

「試案概要」(一紙)

三井家同族会事務局、三井総元方総務部試案

「物産社株式公開其他三井家財政整備計画ニ付」(冊子)

三井物産会社試案

「当社業務ノ新方針」(冊子)

(5) この委員会での検討事項はつぎのように決められた。

一、物産株公開ノ件

一、公開スベシト云フ根本方針ニ付テハ各案共意見一致

- ロ、更ニ研究ヲ要スル具体的事項
- 1、公開株数 2、公開時期 3、公開値段 4、公開先 5、公開条件 6、公開理由（対外部） 7、其他
- 二、三井関係事業再編ノ件
 - イ、国策ニ従ヒ重点事業ニ進出ノ為メ関係事業ヲ整備スベキコトニ付テハ各案トモ異論ナシ
 - ロ、研究ヲ要スル具体的事項
 - 甲、物産社事業整備ノ件（本件ハ物産ノ意見ヲ尊重ノコト）
 - 1、商事部門ノ独立ノ是非（此問題ハ後出ノ元方改組ニ關聯検討ノコト）
 - 2、船舶部ノ独立
 - 3、重工業進出
 - 4、持株ノ整理
 - 5、其他
 - 乙、鉱山、化学両社関係事業拡充ノ件
 - 1、右ニ付鉱山、化学両社ニ対シ意見ノ提出ヲ求ムルコト
- 三、元方ノ処置ニ關スル件
 - イ、元方改組ノ要アルコトニ付テハ元方各部意見一致
 - ロ、更ニ研究スベキ事項
 - 1、元方的機構存置ノ是非
 - 2、存置ノ要アリトスレバ其形態
- 例之 a、新会社ノ設立 b、現物産社ニ吸収 c、現物産社ノ本社化 d、不動産会社ノ利用 e、現元方ノ縮小
- 四、三井家ノ財政整備ノ件
 - イ、將來性アル株式ヲ取得スベシト云フ根本方針ニ付テハ各案共意見一致
 - ロ、更ニ研究ヲ進ムベキ具体的事項
 - 1、取得（又ハ売却）スベキ株式ノ銘柄
 - 2、同 数量
 - 3、同 単価並ニ金額
 - 4 取得（又ハ売却）ノ時期
 - 5、其他

二 「答申書」の実行（一九四二・七〜一九四三・九）

1 新三井物産会社株式の公開

一九四二（昭和一七）年七月に確定した「答申書」の第一段の結論である新三井物産株の公開は、その物産社株式公開具体案にしたがって実行されることになった。早速、大蔵省の迫水久常らと接触し、当局の意向を打診した結果、同年八月一九日には「目下当局ト内交渉中ノ物産株公開ノ問題ハ原案ニ多少ノ改訂ヲ加フレバ当局ノ諒解ヲ受ケ得ルコト略々推測セラルルニ至リ候……」という判断をえている。そして八月二一日「株式公開及改組問題ニ関スル協議会」を開き、「答申書」の実行案を当局の意向に合わせてつぎのように修正した。

資料6 株式公開及改組問題ニ関スル協議会記録

開会日時 昭和十七年八月二十一日（金）午後二時半

出席者 向井委員長、小池副委員長、大塚、福田、佐々木、伊藤（弥）各委員

協議事項

当局筋ノ内意打診ノ結果ニ基キ委員会答申書実行案中左記事項ニ付協議

一、公開株数

答申書ニ於テハ「旧五十万株、新百五十万株、計二百万株」ナル処、当局筋ノ内意ヲ参酌シ、正式申出ハ左記ニ依ル

総株数 百五十万株

内訳 旧五十万株 新百万株

二、公開価格

答申書ニ於テハ一応「旧一株百二十円、新一株八十五円トシ、実行ニ当リテハ更ニ慎重検討スベキコト」トナリ居ル処「公開価格ハ銀行、信託、生命ノ会長ノ意見ヲ求メタル上、三井家ノ御承認ヲ経且大蔵当局ノ意嚮モ徴シテ之ヲ決定スルコト」トス

三、公開ノ範圍

答申書ニ於テハ大体左ノ如ク定ムルコトトセルガ

- 「(イ) 三井家關係者
- (ロ) 關係各社重役及從業者
- (ハ) 重役待遇及退職重役（遺族ニ付テモ適當考慮ノコト）
- (ニ) 退職從業者
- (ホ) 關係各社及關係法人
- (ヘ) 關係各社株主
- (ト) 物産社取引先」

右ニ付

- 一、(イ)乃至(ニ)ハ鉾山社株分讓ノ際ノ例ニ依ル、但シ(ロ)ノ關係会社ハ右前例ニ依レバ直系会社及之ニ準ズルモノトシテ日東拓殖（現三井農林）ト東神倉庫（現三井倉庫）ヲ加ヘタルガ、今回ハ準直系会社ヲ知何ナル範圍ニ止ムベキヤ、物産側委員ノ意嚮ヲモ徵シテ更ニ研究ノコト
- 二、(ホ)、(ト)ノ關係各社及關係法人ニ付テハ具體的ニ調査シタル上更ニ檢討ノコト
- 三、物産社取引先ニ付テハ物産側委員ニ於テ研究ノコト
- 四、前記ノ外ニ証券業者筋等二十万株見當放出ノコトトシ、三井家御承認並ニ大藏省ノ諒解ヲ求ムルコト、尚右ハ取引所証券部其他ヲ通ジ証券業者ニ万遍ナク分配セラルル様適當ナル処置ヲ講ズルコト
- 五、前記各項ニ付具體的範圍決定ノ上ハ之ニ對スル割當概數ヲ定メ御承認ヲ仰グベキコト

四、公開條件

- (イ) 公開ニ付テハ讓渡制限又ハ原價買戻等ノ制限ヲ附セズ
- (ロ) 当局ノ株価認定ニ資シ且公開後ノ株価騰貴ニ備フル為メ物産社ノ減配ヲ予メ表明シ置クコト
- 五、金繰關係ニ付

- (イ) 從業者ニ對スル株式分讓ニ付テハ、之ガ資金ハ本人ヲシテ調達セシムルヲ原則トス、但店長、部課長等ニ於テ部内分取繼メ金

融ノ面倒ヲ見ル様態懸スルコト

右借入先ハ必ズシモ三井銀行又ハ三井信託タルヲ要セザルコト

(四) 従業者ガ引受分ノ一部又ハ全部ヲ直チニ市場ニ売却スルコトハ差支ナシ

六、国債購入ノ問題

当局筋ノ意嚮ヲ参酌シ、公開ノ諒解ヲ求ムルニ当リ左記ニ依リ売得金ノ一部ヲ公債買入ニ振向クル旨申出ルコト

(イ) 公債ハ三井家ニ於テ購入ス

(ロ) 購入額ハ三千万円トス、但シ公開価格ガ予定値ヨリ高ケレバ若干増額スルコトアルベシ

(ハ) 購入資金ハ不動産社借入金肩代取止其他ニ依リ之ヲ捻出ス

七、公開前ニ為シ置クベキコト

(イ) 答申書ニ基キ左記株式買入方手続ノコト、但シ当局ニ対スル物産社ノ許可申請ハ公開ニ付正式諒解ヲ受ケタル直後トス

1、三井農林社株式 三割

2、東洋棉花社株式 二割五分

3、三井精機社株式 三割

4、三井倉庫社株式 二割

(ロ) 三井海運社ノ新設及三井家ノ参加ノ問題ハ当分見送りノコト

八、其他

(イ) 公開売得金ノ一部ヲ内部ニ出損方追テ考慮ノコト

(ロ) 公開理由(外部発表ノ分)ヲ立案スルコト、之ハ官庁提出分ヲ簡單ニシタルモノヲ用フ

(ハ) 公開準備ハ迅速ニ進捗セシムルコト

九、本社問題

(イ) 本社設立手続ハ早速進捗セシムルコトトシ物産株公開案ト同時ニ当局ニ持出スコト

(ロ) 本社資本金ハ左記ニ依ル

第一案 資本金一億円(払込済)

三井家 五割
 物産 三割五分
 其他 一割五分

第二案 資本金五千万円（払込済）

同年九月四日、向井三井総元方理事長（三井物産会社取締役会長）が直接に賀屋大蔵大臣を訪ねて、物産株公開の件を陳情している。この時の向井理事長の説明は、三井物産会社事業資金調達の必要性を強調し、三井家の財政上の理由については相続税のことに若干ふれているだけである。九月七日に大蔵省に提出した「三井物産株式会社株式公開要綱」では、売却代金総額一億四〇〇〇万円（旧株二〇〇円、新株八〇円の計算で）の用途をつぎのように記している。

(一) 借入金返済	六五、一三三	千円
三井物産会社へ返済	八、七二〇	
三井銀行へ返済	三、八八〇	
三井信託へ返済	一三、三五七	
(二) 相続税引当（明年上半年迄）	一八、九一〇	
(三) 株式払込及買入	三〇、〇〇〇	
(四) 国債買入	一四〇、〇〇〇	
計		

そして同年九月二二日、大蔵省当局から売却株価の修正指示を付して物産株公開を了承する回答をえた。大蔵省の指示は、当局による三井物産の正味資産評価は九億一〇〇〇万円以上であり、これによって算定すると申出の予定価格は安すぎるという点であった。そのうえ、分譲価格が旧株一二〇円、新株八〇円を超える場合、その差額を国債買入に振向けること、という条件がつけられた。この回答をえた三井総元方では、売却株価を旧株一三五円、新株九〇円と決め、

買入国債を四〇〇万円以上として株式公開の事務手続を開始することになった。

一九四二(昭和一七)年一月十五日、三井家所有の三井物産株式会社株式一五〇万株の分譲が正式に公表され、一月中旬にその分譲を完了した。こうして、三井総元方は総額一億五七五〇万円の資金を調達したのである。この分譲は形式上三井一家の個人売却であるためプレミアムも丸々入手できたし、また、分譲株式のうち全額払込み済の旧株が五〇万株(総数四〇〇万六〇〇株のうち二・五パーセント)にすぎなかったのにならして、第一新株(額面五〇円うち三円五〇銭払込み済)が一〇〇万株(総数二〇〇万株のうち五〇パーセント)であったことは、将来の払込み徴収金二六五〇万円を確保することになった。

(一) 他に第二新株(額面五〇円、うち二円五〇銭払込み済)が二九九〇株あり、総株式数は六〇〇万八九九〇株であった。

2 共同出資による三井本社の設立準備

「答申書」の第二段の結論である三井総元方に代えて本社を設立する問題も、三井物産株公開の準備と平行して具体案の検討が始まっていた。先に示した一九四二(昭和一七)年八月二日の協議会における協議事項の最後に、本社設立問題を物産公開案と同時に当局に持出すとあり、また「答申書」では第二案であった共同出資による資本金一億円の本案が第一案となっている。この協議会の協議記録からみて、この時に組織名称は株式会社三井本社、資本金は一億円(全額払込み)、出資は三井家ならびに三井直系会社の共同出資(三井家五〇パーセント、三井物産三五パーセント、其他各社一五パーセント)等が第一案の要綱となったようである。しかし、九月四日の大臣陳情に際して、本社問題は意識的に伏せられることになった。八月二十八日、この案を迫水久常に打診の結果、「此際ハ一応株ヲ売ルコトダケニ話ヲ限定シテミテハ如何カ、大臣ニモ本社ノコトハ云ツテナイ、話が混雑スル惧レモアル、今少シ考ヘサセテ貰ヒ度イ」との返答を受けたからである。

その後、さらに検討をすすめ同年一〇月五日、「三井家財務ニ関スル委員会」の第九回委員会で、株式会社組織で共同出資による三井本社案が確定され、細目は当局との折衝をへて決めることになった。この時の新本社案をつぎに掲げておこう。

資料7 第九回委員会記録

昭和十七年十月五日（月）午後三時半開会、小池副委員長ヲ除キ全員出席

新本社案ニ関スル審議事項検討ノ結果左ノ結論ニ到達セリ

一、組織

株式会社組織トスルコト

本社ハ将来三井ノ事業進出上ノ中枢トシテ資金調達ノ衝ニ当ル要アルノ点ヲ考慮シ株式組織トス、但シ当局トノ折衝ノ結果不得巳場合ハ有限会社組織トス

一、名称

第一案 株式会社三井本社

第二案 株式会社三井社

第三案 三井株式会社

右ハ御同族ノ御決定ニ俟ツコト

一、資本金

一億円 但シ当局トノ折衝上五千万円迄低下スルモ已ムヲ得ザルコト

一、出資者ノ範囲

(イ) 三井家及関係会社共同出資トスルコト

(ロ) 出資会社ハ現在ノ直系会社ノ外直系ニ準ズベキモノヲ加フ、但シ右ノ直系ニ準ズベキ会社ヲ現在ノ直系会社同様ニ扱

フヤ否ヤハ別問題トスルコト

(c) 出資割合ハ三井家五〇%ヨリモ多クスルコト、物産三五%ヨリモ少クスルコトトシ原試案修正ノコト
一、出資ノ方法

(1) 原則トシテ現物出資ニ依ル

(2) 現物出資ノ評価格ハ時価ニ依ル建前トスルモ、資本金切下ゲラ受クル場合経費捻出上不得已トキハ相当ノ含ミヲ附スルモ可ナリ

一、本社ノ資産内容

(1) 直系会社ノ株式ハ必ず相当量保有ノコト

(2) 傍系会社中主要ナルモノノ株式モ亦若干保有ノコト

一、収支ニ付

経費最低年間二百五十万円捻出ヲ基準トシテ当局ト折衝ノコト

一、本社機能ノ主眼点

1、人事行政ノ強化ニヨリ各社ノ統制ヲ図ルコト

各社重役及高級職員ノ任免黜陟並ニ一般給与ヲ本社ニ於テ一元的ニ統轄スルコトトシテ之ニヨリ各社ノ統制ヲ図ルコト

2、事業ノ統轄ハ其大綱ニ付之ヲ行フコト

各社ノ統制ハ人事ヲ通ジテ之ヲ行フヲ以テ事業ノ統轄ハ重要方針ノミニ止ムルコト

3、調査機構ノ確立強化ヲ図ルコト

一各社共通事項ノ綜合的調査並ニ各社調査機関ノ連絡提携ヲ図ルコト

4 企画機能ノ強化ヲ図ルコト

三井全体ニ関係アル企業計画其他事業方針ノ企画機能ヲ強化シ、各社ノ重要企画ノ綜合調整ヲ図ルコト

5、常設委員会制度ヲ設クルコト

右(1)乃至(4)ノ目的ヲ達成スル為メ本社理事会(各社会長ヲ含ム)直屬ノ常設委員会ヲ設置ス

右委員会ハ人事、調査、企画等ノ部門別ニ夫々各社幹部並ニエキスパートヲ以テ組織ス

尚極秘事項ニシテ委員会ニ附議スルヲ適當トセザル案件ニ付テモ必ず事前ニ本社重役ニ相談スル建前トスルコト
6、本社ノ対外代表機能ノ確立ヲ図ルコト

三井関係各社共通事項其他三井全体ヲ代表スルノ機能ハ本社ニ於テ一元的ニ之ヲ保有スルコト

一、本社ノ業務

本社ハ現総元方ノ業務ヲ承継スルノ外、前記機能強化ノ点ヲ加味シ、左ノ如クス

- (イ) 三井関係事業ノ連絡統轄ニ関スルコト
- (ロ) 三井直系各社ノ人事並ニ給与制度ノ考查並ニ之方綜合的調整ニ関スルコト
- (ハ) 三井関係事業ノ整備育成ニ関スルコト
- (ニ) 新規事業ノ調査企画ニ関スルコト
- (ホ) 三井直系各社共通事項ノ調査企画ニ関スルコト
- (ヘ) 三井直系各社共通ノ社交、寄附、其他外事ニ関スルコト
- (ト) 三井従業者ノ福利厚生ニ関スルコト
- (チ) 三井直系各社ノ非常防衛ニ関スルコト
- (リ) 有価証券其他財産ノ取得管理ニ関スルコト
- (×) 附帯事業

一、重役構成

専ラ御同族ノ御意向ニ俟ツベキモ住友本社ノ例等モ參酌ノ上現在ノ理事制ヲ織込ムコトトシテハ如何

一、同族会事務局トノ関係

同族会事務局ノ事務ハ本社役職員ヲシテ兼務セシムルコト、但シ機構ノ問題ハ別

一、本社設立ノ時期

本年内ニ手続完了ノコト

一、本社設立ノ趣旨 試案一部修正可決

閉会午後五時十五分

この原案をもとにして年内に本社設立手続を完了させる予定で、対官庁交渉が始められた。同年一月四日、大蔵省田中理財局長へ「本社設立試案要綱」外を提出し、大蔵省当局の内意打診をはかったのが、官庁交渉の最初であった。この時の折衝では、提出資料を検討のうえで可否の回答をもらうことになったが、その後回答はのび／＼になっていた。この間、同年一二月には三井物産船舶部を分離し、三井船舶株式会社（資本金五〇〇万円）を設立するなど、三井の新事業体制への再編成はすすめられていた。また、一〇月五日決定の本社設立案で、未だ結論に至っていなかった部分を煮つめる作業もつづけられていた。

ところが一方で当初予期しなかった事態も起こっていた。戦局の悪化が明瞭となり、軍需生産の増強のために経済統制がいつそう強化されるなかで、その一環として三井銀行と第一銀行の合併が決定したこと、また交易営団設置（一九四三年三月六日交易営団法公布、同年七月一日開業）のことが日程に上ってきたこと等である。一九四二（昭和一七）年一二月末に発表された三井銀行の合併は、政府主導によって急遽決定された金融統制の強化手段であった。

恐らくこの新事態に対処するためであろう一九四三（昭和一八）年一月一日、三井総元方の委員会は、「三井本社案ハ当面静観スルヲ可トセン」という決定をおこなっている。大蔵省の回答が遅れていた理由も、この金融再編成がからんでいたためと考えられる。ここで静観を決めた理由はつぎのようなものであった。

資料8 三井本社案ハ当面静観スルヲ可トセン（昭和一八年一月一日）

三井本社案ニ就テハ大蔵当局ノ内意打診ノ為メ昨年十一月四日佐々木実行委員ヨリ大蔵省田中理財局長ニ其要綱ヲ提示シテ非公式ノ検討ヲ依頼中ナルガ、左記理由ニヨリ今直チニ本問題ノ促進ヲ図ルハ策ノ得タルモノニ非ズト思料セラルルヲ以テ、今暫ク静観ヲ続クル傍ラ、更ニ研究ヲ重ネ、情勢ノ推移ニ応ジテ急速ニ事ヲ進ブノ用意ヲ整ヘ置クコトト致度シ

理由

一、共同出資ヲ建前トスル三井本社設立案ノ理論的根拠ハ財閥企業ノ綜合的活動力ニ國家的意義ヲ認メ其綜合能率ノ増進ヲ図ル点ニ之ヲ求ムルノ外ナキ所、今回三井銀行ト第一銀行トノ合同決定ニヨリ三井銀行ノ本社参加ハ期待シ得ザルコトナレルノミナラズ、右本社案ノ理論的根拠ハ頓ニ薄弱トナルニ至レリ。

二、三井銀行ガ本社ニ参加セズトスレバ、勢ヒ三井信託及三井生命ノ本社参加モ危ブマレル筋合ニアリ、從ツテ共同出資案ノ出資者構成ニハ再検討ヲ要スルコトナレリ。

三、交易営団ノ設立ニ伴ヒ三井物産會社ガ如何ナル帰趨ヲ辿ルカハ本問題ニ至大ノ關係アリ。今暫ク其成行ヲ注視スルヲ要ス。

四、戦時下、殊ニ昨今ノ情勢ノ變転ハ真ニ逆踏スベカラザルモノアリ。昨是今否ノ現状ニ於テハ多額ノ資産ヲ固定セシムル方策ハ慎重ヲ要ス。（一旦本社ヲ設立セル以上ハ俄カニ之ヲ解散スルコト能ハズ。）

五、本社設立ノ一眼目タル三井家ノ負担軽減ノ問題ハ此際一日ヲ争フ問題ニアラズ。寧ろ禍根ヲ貽サザル様留意スルヲ要ス。

翌一月一二日、三井総元方佐々木企画部長は大藏省田中理財局長を訪ねた。恐らく、佐々木部長の用件は、三井本社設立についてしばらく静観する意向を伝えるつもりであったに違いない。ところが案に相違して田中局長から一切の書類を整えて正式に提出することを催促されている。なお、同時に物産を本社化することをすすめられていることが注目される。⁽¹⁾

このような経緯によって事情は一転、三井総元方は急遽三井本社設立内認可申請書草案を作成し、添付書類一切を整えることになった。一月二日に三井総元方理事会で「三井本社（仮称）設立ニ関スル件」が決定され、同日、三井本社設立内認可申請書草案が添付書類及本社資産構成試案と共に、大藏省田中理財局長のもとへ提出された。この提出草案は、共同出資による資本金一億円の本社案で、三井家が六二パーセント、三井物産外一社⁽²⁾が残り⁽³⁾の三八パーセントをそれぞれ出資することになっていた。なお、当初出資を予定されていた三井銀行はこの時除外された。

一九四三（昭和一八）年二月一二日、日銀資金調整局渡辺審査課長へ大蔵省提出と同様の書類を提出した。二月一六日には、商工省企業局石原資金課長へも同様の書類を提出した。こうして、同年二月中旬には関係する三官庁すなわち大蔵省・商工省・日銀へ三井本社設立の内認可書類が提出済みとなり、以後当局との具体的な折衝に入ることになった。この折衝について、三井側の担当者が交渉の都度、その要点をメモにして残している。経過をたどりながら以下に摘録してみよう。

資料9 交渉記録（昭和一八年二月～同年九月）

〔1〕 一九四三年二月一六日

大蔵省渡辺資金調整課長訪問ノコト

昭和十八年二月十六日午前十時

当方 佐々木、瓜生

前日電話ニテ来訪アリタキ旨申越アリタルニ付出張

渡辺 先日商工省ノ石原資金課長ト会ツタ際、朝日新聞ノ記事ノ話が出タガ、マダ三井カラ話ガナイト云ツテ怒ツテキタヤウダ

カラ至急連絡ヲトルガ宣シイ

佐々木 田中理財局長カラ豊田企業部長ニ連絡ヲトツタ上、出向ク手筈ニナツテイタガ、田中局長ガ議會デ忙シクテ連絡ガトレナ

カツタノデセウ、早速伺ヒマス

渡辺 商工省ニ行クトキハ統制会理念トドウ調和サセルカニ付慎重ナ用意ヲ払ハレタ方がヨイ。

当方トシテハアノ行方デ何等差支ナイ

瓜生 持株ニ付テハ多少異動ガアルカモ知レヌカラオ含置ヲ乞フ

渡辺 諒承

〔2〕 一九四三年二月一六日

商工省資金課長訪問ノコト

昭和十八年二月十六日午後一時十五分—二時四十五分

商工省企業局資金課長石原武夫氏

同課事務官守屋明男氏

当方 佐々木、瓜生

佐々木部長ヨリ諒解ヲ求ムルコトノ延引セル事情ヲ釈明、陳謝

佐々木 大蔵省田中理財局長ヨリ豊田企業局長ニ話ヲスルカラ、商工省ヘノ話ハソレマデ待ツヤウニトノ事ダツタノテ話ガオクレ

タガ、新聞ニ出テ了ツタノテ実ハ驚イテキル、何分多数ノ会社ニ話ヲシナケレバナラナカツタノデ、ソコカラ洩レタノカ

モ知レナイ、朝日ニ出所ヲキイタガ言ハナイ、当方モ大イニ迷惑シテキル実状デス、申訳アリマセン

石原 官庁ノ内デ大蔵省ニ先ニ話スルコトハ別ニ差支ナイガ、逸早く新聞ニ出ルノハ困ル

佐々木 何トモ申訳ナシ

佐々木氏、案ノ概要ヲ説明

主ナル質問

1、物産ハ依然大多数ノ株式ヲ保有スルガソノ金融ハドウスルノカ

（新事業ニ対シテハ物産、鉱山、三井家が参加スル）

2、株式ハ物産ガ殆ド全部持チ、而カモ一方ニ本社ガ出来ルト云フノハドウモハツキリシナイ

3、一ソノコト名実共ニ備ツタ本社ニシテハ如何

（合併当時ノ事情ヲ説明、遠慮セル次第ヲ述ブ）

内部ニ異論ナク対官庁関係ダケデ遠慮スルノナラバ、大蔵省ニ此方カラ話シテモヨイ

（内部ニ支障ハアルマイルト思フ、我々モ一時左様ナ案ヲ考ヘタガ、幹部ガ合併当時ノコトヲ考慮シテ此案ニナツタ）

〔3〕 一九四三年二月二四日

商工省石原資金課長訪問ノコト

昭和十八年二月二十四日午後二時—二時四十五分

午前石原課長ヨリ来訪アリ度キ旨電話アリタルニ由リ、佐々木、瓜生出頭

石原 局長(豊田企業)ヤ次官ニハ議會ノ關係デマダオ話スル機会ガナイノデ、商工省トシテノ意見ヲ申上ゲル段階ニハ達シテキナイガ、総務局長(神田)ト美濃部氏ニ話シタ所、一般ニドウモスツキリシナイ、不明瞭不徹底ダト云フノデアアル三井家ハ六千万円出スノナラ、ソレデ二百万円賄ヘルデハナイカ

佐々木 税金ガ八割五分モカ、ルカラ駄目ナノダ

石原 名実共ニ備ツタ本社ヲ作ルコトハ出来ナイカ

佐々木 出来ヌ

石原 何故カ、ソレハ技術的ニ出来ナイノカ

佐々木 専ラ官庁關係ダ、合併當時ノイキサツガアルカラダ、出来レバソレニ越シタコトハナイガ……

石原 合併ノトキ持株ヲ統合スルト云ツタコトト今度ノ計画ハ矛盾スルネ

新資金ハドウシテ賄フノカ、物産ガルートニナルト合併ノトキ云ツタ筈ダガ

佐々木 新資金ハ三井家、新本社、物産、鉱山等デ共同デ引受ケル積リ、三井家ハ既ニ造船ヤ化学ノ株ヲ持テキル、船舶ハ持チ度

イト思ツタガ或事情デ一寸控エテキル、三井家ガ持ツコトガ育成ニナル、農林株ハ本社モ沢山持ツ積リ……

石原 此案デハ少ナイ

瓜生 其他株式二千四百万円ノ具体案ガ確定シテキナイガ、トニカク余リ多イノデ、コ、ニ擧ゲテアル銘柄ノ株数ヲ多少増シ度

イト考ヘテキル、マダ固ツテキナイノデ申上ゲルコトヲ差控エテキル次第

石原 新規計画ガアルノカ

佐々木 造船ハ明年末ニハ二億ニナル見込、飛行機ニモ進出シ度イ

石原 物産ノ持株ノ重ナモノニ付、株数ト持株率トヲ知ラセテ貰ヒ度イ、コ、ニアガツテキルヤウナ關係会社ノ株ダケデ宜シイ

カラ……

石原 物産ハ合名ノ資産ヲ受ツイデ大キナ持株会社ニナツテキル、ソレガ資金ルートヲツケルト云フノデハナカツタカ

佐々木 合名カラ持テ行ツタノハ大分売ツタ

瓜生 鉱山ガ一番大キナモノダ、物産ノ下ニ鉱山ガツクノガ実質上困ルノダ

佐々木合併ノ真ノ狙ヒヲ説明、合名ヲ株式会社化スルコト、物産ヲ本社ニシテ物産ガ消エルノハ三井銀行解消直後デモアリ、対外信用上如何カ

〔4〕 一九四三年三月一日

商工省豊田雅孝企業局長訪問ノコト

昭和十八年三月一日午前十一時—十一時半

当方 佐々木、瓜生、物産織田信太郎氏

佐々木部長ヨリ内許可申請書草案、同附属書類、本社資産構成試案（一月二十一日作成ノ分）ヲ提出、縷々説明、諒解ヲ求ム

物産ニハ企業ガ行カヌ、重役モ頓首、内部デモ中枢ト見ヌ、一億円、持合会社

質疑

豊田 本社ニ行ク株式ハ物産持株ノ極一少部分ニ過ギヌ、本社ガ中心トナルト云ツテモ事実上ニ重ボード制トナリ、一元化出来ヌ、大多数ノ株式ヲ持ツ以上物産トシテモ發言シナイ訳ニハ行クマイ、此処ヲドウ説明スルカ、係ノ方ニ納得ノ行クヤウ

説明セラレ度イ

三井 御尤モ、併シ物産ノ持株ヲ本社ニ移スト数億ノ会社ニナル、ホールディングコンパニーノ再現ハ合併当時ノ経緯ニ鑑ミ如何カト云フ訳デ遠慮シタ次第デアル、合併ノトキノ事ガアルカラ大蔵省事務当局デハ之デ宜シイト云フコトニナツテキ

ル、尚ヨク考ヘテ説明スルコトニシマス

豊田 係ニ言ヘヌト云フコトデアレバ私デモ宜シイ、三井企業ノ中心ヲ作ルト云フ趣旨ハ判ルガ、ソノ趣旨ガ具体案ニ現ハレテ

キナイト云フノデアル

六千二百万円出資スルノナラ、ソノ配当ダケデ賄ヘナイノカ

三井家ノ収支現況ノ数字を讀上ゲ、然ラザル所以ヲ説明

豊田 総元方デハイケナイノカ、総元方ガ株ヲ持ツテキルノデハナイノカ

三井 総元方ハ法人格ヲ有タナイ単ナル事務所ニ過ギヌ、経費ハ三井家ノ寄附金ヲ込メテ約二百万円、株ハ三井家ガ持ツテキルノデアツテ総元方ハ持ツテハキナイ

佐々木、向井氏先日商工大臣ニ会ツタトキ物産ノ下ニ鉱山ガ居ル現状デハ困ル事情ヲ話サレタラ、大臣ハサウカ〈ト聞カレ
タトノ事

(5) 一九四三年三月三日

商工省当局ニ資料提出ノコト

昭和十八年三月三日午後四時

瓜生商工省ニ企業局資金課長石原武夫氏ヲ訪問、左記資料提出

- 一、三井総元方機構概要
- 一、三井総元方經費概算(年額)

一、三井物産会社所有主要關係会社株式

右ハ石原課長ノ要求ニヨリ提出セルモノ、尚右資料提出ノ際左ノ質疑応答ヲナセリ

石原 元方ニハ定款ト云フヤウナハツキリシタ規約ハナイノカ

瓜生 単ナル事務所ニシテ左様ナハツキリシタモノハナイ

石原 元方經費ハ判ツタガ、ソレデハ之ガソノマ、本社ノ經費ニナルノカ

瓜生 否、本社ニナレバ事業費モ増サウシ人件費モ増スカモ知レヌ、之ハ元方ノ經費ヲ示スモノトシテ御諒解願ヒ度イ

(6) 一九四三年三月六日

佐々木氏、迫水総務局長ト要談ノコト

昭和十八年三月六日午前十時半

佐々木氏大蔵省ニ迫水総務局長ヲ訪問

迫水 「賀屋大蔵大臣ノ考ヘデハ、三井合名、物産ノ合併ハ其後ノ実情ヲ見ルト脱税以外ノ何モノデモナイ、(之ハ銀行方面カラ

出タ意見ラシイ)、若シ自分ガ当時大臣ダツタラ認可シナカツタデアラウ、(当時ハ桜内幸雄氏ガ大蔵大臣)、議會中ハトカク
ウルサイカラ議會後ニ話ヲシ度イ、此機会ニ統制會關係其他カラ見テ三井ノコトヲモ少シ調べテ見タイ、田中理財局長ヲ通

ジテ近ク資料ノ提出ヲ求メル模様」

「三井家ノ税負担軽減モ大臣ガ着目シテキル模様」

佐々木氏ヨリ物産本社化、交易部門独立ノ案ニ付意見ヲ求メタル所

迫水 「脱税ガ余リハツキリ現ハレルノデ自分ハ賛成致シカネル、尤モ時勢ガ急変シテキルノダカラ三井ガ是非之デナケレバナラ

ヌト熱意ガアルナラ、敢テ反対ハシナイガ……。」

佐々木 四月迄待タウ

商工省ハ豊田局長迄テ話ガ止メテアル旨迫水ニ話シタ

〔7〕 一九四三年三月一八日

商工省石原資金課長ヨリ電話ノコト

昭和十八年三月十八日午前十一時

石原課長ヨリ瓜生宛電話

「先般局長（豊田企業局長）ガ佐々木氏ト会ツタトキ、局長ヨリ商工省ノ考ヘテ話シ再考ヲ願フ様話シタト承知シテキル、今度ハ三井ノ方カラ何分ノ話ガアルモノト思ツテキルガ、若シサウデナクテ商工省ノ意見ヲ待ツテキラレルノナラ話ガ違フカラ為念申上ゲル次第、尚当方ノ考ヘガオ判リニナラ又点アラバ更ニ説明シテモ宜シイ、アノマ、ニナツテキルノデ一寸電話シタ訊」

「佐々木唯今席ニ居ナイカラ、御趣旨ハオ伝ヘシマス」

直子ニ佐々木部長ニ報告、「大蔵省ト交渉中」トカ「美の部ニ会ヘナイカラ」トカ「佐々木出張中」トカ色々遁辞ヲ考ヘタカ、結局其マ、ニ放置スルコトニ決定

〔8〕 一九四三年五月三日

昭和十八年五月三日、佐々木部長、林、横井両名ヲ帯同、大蔵省ニ渡辺理財局資金調整課長ヲ訪問（出頭ヲ要請セラレタル結果ナリ）、本社問題ニ付キ、説明スル所アリタリ、即チ

一、対商工省折衝経過

一、設立ヲ必要トセル事由、資本金ヲ一億円必要視セル事情

一、元方ノ現事業、陣容等

一、本社予定事業要目中、有価証券ノ取得管理ノ意味等

一、旧合名、物産合併事情、当時ノ税金関係

等ニ付キ報告シ、尚課長希望ノ参考資料ヲ明日中ニ調整スベキ旨返答シテ退庁シタリ

[9] 一九四三年五月一七日

昭和十八年五月十七日(月)午後二時

佐々木部長、梅田副部長、林、本社問題ニ付、商工省企業局石原資金課長ヲ訪問、答弁シタリ

石原課長ノ意向ヲ左ニ。()ハ答弁

石原 内申草案ノ如キ本社ガ新設セラル、モ、ソレハ矢張り持株会社トシカ觀ラレス、而モ他面物産ハ依然持株会社デアツテ見レ

バ、ドウモ二元的ダ、新設本社ハ今少シク拡大シ一元的ノ持株会社ニスル意向ナキヤ

(将来状勢ヲ觀テ増資モ考ヘ度シ)

石原 鉱山株等ヲ大量物産ガ現物出資シテモ良カラウガ、ソレハ記帳価格デハ難シキヤ、中小企業ノ整備統合ニ當ツテハ記帳価格

出資ノ例モ多イガ

(時価ノ開キガ大キイシ難シカラシ、又時価デ行クトスレバ大部分税金ニ持ツテ行カレル)

石原 交易部門ヲ物産ヨリ独立サセ、投資部門ヲ残シ本社トスルガ一番スツキリスルガ

(大蔵省ノ意向モアリ、余リ虫ガ良スギルトノ事ナノデ遠慮セリ、大体一億円ノ草案本社ヲ大蔵省デハ諒承シテキル)

石原 大蔵省ヘノ氣兼ね以外ニ、内部関係デハ事務的ニ別ニ不都合ハ無キヤ

(別ニ無シ、モトノ其案ガ良イトハ考ヘテキル)

石原 情勢モ變ツテ居リ、ドウモ大蔵省ガ合併当初ノ口約ヲ固持スルワケガ分ラヌ、両省ノ意見ガ対立シテ居テハ、三井モ御困リ

ダラウカラ、何トカ話合ヒ度シ、暫定的ニ此一億円案デ本社ヲ作り、近キ将来交易部門ヲ物産ヨリ切離シテ、残存投資部門ト

該本社トヲ合併サセテモ良イワケデスカ

（大イニ結構デス）

石原 デハ廻リクドイガ、左様ナ条件付デモ構ハヌトノ三井ノ御意向ト見テ次官ヤ大蔵省トモ又更ニ話合ヒマセウ

（何分ヨロシク願ヒマス）

〔10〕 一九四三年六月二二日

大蔵省渡辺課長訪問ノコト

昭和十八年六月十二日（土）午前十時

佐々木、瓜生、本社問題ニ関シ渡辺資金調整課長訪問

一、商工省事務局ハ大体当方ノ案ニ賛成スルニ至レルコトヲ報告諒解ヲ求メ、臨時議会后ニ書類ヲ提出シ度キ希望ナル旨ヲ述ブ田中理財局長ニモ宜シク御取次ヲ乞フ

二、商工省デハ将来交易営団ノ推移ヲ見テ物産投資部門ノ合併ヲ為スベシトノ条件ヲ附ケルカモ知レストノ事、当方諒承、御含置ヲ乞フ

三、統制強化ノ点カラ見テ三井家全額出資ノ会社ニスル用意アル点御含置ヲ乞フ

〔11〕 一九四三年八月二七日

昭和十八年八月二十七日（金）内認可申請書提出ノコト

日銀、午後三時、佐々木企画部長、井上財務務長、及瓜生日銀分館ニ出頭、資金調整局長川北禎一氏ニ面接、内認可申請書正一通、副二通提出

川北 「内交渉ニ提出サレタモノト内容ハ同ジカ」

佐々木、及瓜生ヨリ骨子ハ同ジダガ、持株内容及出資額ニ多少ノ変動アル旨説明

川北 「大蔵省、商工省トモ寄々話ガアル、大体ヨササウデスガ、何カ商工省トノ間ニ問題ガアルサウデスネ」
佐々木 「私モ一寸聞キマシタガ、ソレト之トハ別ダト思ヒマス」

川北 「サウノヤウデスネ、之ハ役所デモ三井デモ殆ド知ル者ガナイコトニナツテ居リ、私モ嚴重注意ヲ受ケテ居リマスカラ其含ミテ願ヒマス」

川北 「商工省ト一番最近折衝シタノハ何時頃カ」

佐々木 「一ヶ月程前デス」

川北 「問題ニスレバ色々議論ノ余地ノアル問題デス、軍部ノ人モナカク云ヒマスカラネ、併シ、大蔵、商工両省ト日銀ト三者一緒ニヤレバ通ルデセウ、製造工業ノ問題デハナイノデスカラネ」

川北 「商工省ノ云フ様ニ、株ハ大部分物産ニ残ルノデスネ、統制ハ二元化セヌカ」

佐々木 「人的統制デヤレル」

川北 「物産デ文句ハ云ハヌカ」

佐々木、瓜生 「イヤ寧ロソノ逆、物産デハ統制ガ出来ヌ、事業会社ガ商事会社ノ下ニアルノハ時勢ニ適応シナイ、三井家ハ物産

ノ大株主、三井家ノ意向ガ定マリ、傘下事業会社ノ意向ガソノ羈絆ニアルノヲ好マヌ実情ダカラ、問題ハナイ」

佐々木 「物産ヲ二ツニ割ルト云ツテモ、今ハマダ貿易営団ノ帰趨ガ定マラヌ、手ノツケヤウガナイ」

川北 「物産商事部門ヲ二、三千万円デ外ニ出スコトモ事実上出来マスマイネエ」

佐々木 「物産ノ人ガヤルノハ駄目デス、ドウシテモ新シイ機構ヲ建テルヨリ外ナイ、営団ノ帰趨ガ定マル迄二年モ三年モ此マ、

放ツテハ置ケンナイ」

川北 「三井家ニ話ヲスルトセバ誰ニスレバヨイカ」

佐々木 「議長ノ三井高公氏デス、尚向井忠晴氏ガ三井家ノ理事長デス」

川北 「イヤ、実ハ三井家ノ真ノ意向ヲ確カメ度イト云フコトニナルカモ知レマセンノデ一寸伺ツタ訳デス」

川北 「デハ今日ノ日附デ書類ハ頂イテ置キマス、又内容ニ付テ一々調べタ上オ尋ネスルコトガアルカモ知レマセン」

佐々木 「何卒ヨロシク」

(同日、大蔵省、商工省へも同じ内認可申請書類を提出)

三井本社設立についての覚書（松元）

大蔵省理財局資金調整課長渡辺武氏訪問、資料提出ノコト

昭和十八年八月二十八日（内認可申請書提出ノ翌日）午前十一時半、当方佐々木、瓜生

八月二十五日渡辺課長ヨリ佐々木宛電話ニテ依頼アリタルニ因リ、左記資料ヲ提出ノ上、説明ヲ加フ

一、元方経費概算

一葉

一、元方経費ノ負担、本社設立ニ因ル三井家経費ノ変動

一葉

一、本社ニ対スル三井家現物出資株並ニ配当金税引手取額

一葉

一、三井総元方ノ事務中関係各社ノ共同事務

一葉

一、各社共同寄附金、三井家寄附金

一葉

渡辺 「説明ハ判リマシタ、所デ今一ツ税金ノ問題ハドウナリマスカ、本社ノ設立ニ依リ国庫ノ税収入ハドウナルカト云フ問題デス」

当方 「税金ト云ハレタノデ、三井家ノ税金ノコトダケ考ヘテキマシタ、全般的ニ国庫ノ税収入ガドウナルカハ調べテ居リマセン、各社内部ノ税金ハナカ／＼面倒デスシ、ソレニ調べルトナルト重役デナシニ経理部長トカ経理課長ニ話サネバナラヌシ、自然問題ガ公ニナツテ秘密ガ保テマセンノデ……」

渡辺 「困難ナラ大蔵省デ調べテモ判ルコトデス、サウシテモ宜シイガ先ヅ、三井家ノ支払フ税金ハ本社設立ニヨリ、出資株配当金ニ、八三三、一一二五円ノ八五％、即チ二、四〇〇、〇〇〇円ばかり減少スル訳デスネ、併シ一方本社ガ出来テ本社ガ税金ヲ払フ、本社ノ税金ハドノ位デスカ」

瓜生 「物産株一割二分現行配当デ年約百万円デス」

渡辺 「各社ハドウナリマスカ」

佐々木 「臨時利得税其他ノ関係ガアツテ各社一様デハアリマセンシ、一方年三分ノ本社配当ヲ受ケマスシ、判然トハ計算シテキ

瓜生 マセンガ、大シタ変動ハアリマスマイ」

渡辺 「先ヅ各社ハトシ／＼ト仮定スレバ、

三井家負担税金減 二、四〇〇、〇〇〇円

本社税金

六〇〇、〇〇〇円（百万円ニ対スル三井家出資分割合）

差引

一、八〇〇、〇〇〇円

之ダケ在庫ノ減収ト云フ訳デスネ

佐々木 「サウナリマスカネー、併シ一面ニ於テ各社ハ時価ニ近イ価格デ株式ヲ現物出資シマスカラ、差益税ヲ相当払フ勘定ニナ

リマス」

渡辺 「ドノ位ニナリマスカ」

瓜生 「四百四、五十万カラ五百万円位ニナリマス」

渡辺 「尤モ之ハ一時デスネ、年々トシテハ百八十万円ノ税収減ト云フ訳デスネ」

瓜生——本社設立ガ内外ノ要望ニ基クモノニシテ、税ノコトニ付テハ深ク調査モシテキナイト説明、三井家ハ配当辞退スルコト力

説

渡辺 「ソレハソレトシテ、コ、デハ税収入ノ減少如何ヲ問題ニシテキルノデス、ソノ点ヲ特ニ問題トスル人ガ世間ニアルカラデ

ス、算定ノ方法ハ前述ノ通りデ宜シイカドウカ御研究下サイ、違ツテキタラ知ラセテ下サイ」

佐々木 「調べテミマセウ」

瓜生

〔13〕 一九四三年八月三一日

商工省当局歴訪ノコト

昭和十八年八月三十一日（火）午後一時五十分、当方、佐々木、瓜生

一、企業局資金課長石原武夫氏（一時五十分—二時五分）

佐々木 「先週末日銀へ内認可申請書提出シマシタノデ、御挨拶旁々御説明ニ伺ヒマシタ」

石原 「例ノ一件ハモウ話ガツキマシタカ」

佐々木 「私ノ方ノ幹部ニ伺ツタ所〇〇」ノ方ハ大体片付イタガ、今一ツアルト云フコトデス」

石原 「今一ツト云フノハ *cor*」ニ比べレバ大シタ問題デハアリマスマイ、*cor*」サへ片付ケバ宜シイノデセウ、ソレガ片付カナ

イト話ガ出セナイノデス、次官カラ一寸待テト云ハレテ居リマスノデ……。日銀へ書類ヲ出サレルト早く片付ケナイト困ルノ
デス、何時マデモ議題ニ乗ツテキテ消エナイト困ル、今日ハ次官モ後刻見エル筈デスカラドウナツテキルカ聞イテミマセウ」

- 佐々木 「私ノ方モ明日ニデモ幹部ニ次官ニ会ツテ貰ヒマセウ」
- 石原 「一兩日前美濃部サンニ会ヒマシタガ、マダcodガ話付イタトハ云ツテキマセンデシタ、トニカク、次官ニ伺ツテ見マセウ」
- 佐々木 前案ト異ナル点（即チ株数ニ多少ノ異動アルコト、字句ガ多少変ツタコト）ヲ極抽象的ニ説明、根本ノアイデアハ全然同一ナルコトヲ述ベタル所、石原氏ハ別ニ質問モナク、極メテアツサリ書類ヲ見終ル
- 石原 「帳簿価格デ出スノデスカ」
- 佐々木 「イヤ時価ノ一割引デス、六月中ノ時価ヲ基準ニシマシタ」
- 石原 「何故帳簿価格ニ依ラズ、時価ヲトツタノデス」
- 佐々木 「大蔵省ノ関係デス」
- 瓜生 「会社カラ会社ヘ出スノナラ帳簿価格デモイイデセウガ、三井家カラモ出スノデスカラ、時価ニ近い価格ニスルヲ適當ト考ヘマシタ」
- 石原 「此価格ガ現在ノ時価ヲ割ツテキルコトハナイデセウネ」
- 瓜生 「アリマセン、割ルト裁判所ノ検査役ノ検査ガ通りマセン」
- 石原 「サウデスネ、現物出資デスカラネ」
- 石原 「条件ノコトハドウデス、近い将来物産ヲ二ツニ割ツテ持株関係ノ方ヲ本社ニ合併スベシト云フ件ハ如何デス」
- 佐々木 「差支ヘアリマセン」
- 石原 「内部デトヤカク云ハレマセンカ」
- 佐々木 「幹部ニモヨク話シテアリマス、大丈夫デス」
- 石原 「認可ノ条件ニシテ宜シイカ、ソレトモ一札入レテ貰フコトニ致シマセウカ」
- 佐々木 「イヤ、認可ノ条件ニサレテ結構デス、ソノ方ガハツキリシマスシ、内部デモヤリイ、ト思ヒマス」
- 石原 「期限ヲツケテモ宜シイカ」
- 佐々木 「ソレハ待ツテ下サイ、営団ノ成行トモニラミ合セネバナリマセンシ、「近い将来ニ」ト云フコトニシテ下サイ、之ハ責任ヲ持ツテヤリマスカラ」

石原 「判リマシタ、次官トモ相談シテミマス、遷延スル様デシタラ又御電話ヲ下サイ」

一、機械局長美濃部洋次氏（二時十分—二十分）

佐々木部長單獨ニテ面会

「road」ノ問題ト本社問題トハ話ガ違フ、会社幹部ヨリ大臣、次官ヲ早ク推スベシト美濃部氏ガ云ツタ模様、佐々木部長ヨリ車中内聞

一、企業局長豊田雅孝氏（二時二十分—二十二分）

佐々木、瓜生、内認可正式書類提出ニ付挨拶

〔14〕 一九四三年九月七日

商工省石原資金課長ヨリ電話、昭和十八年九月七日（火）午前九時二十分

石原 「例ノ問題上ノ方ニ話ヲシタ所ガ、マダ問題ガ残ツテキルカラ待テトノコト、佐々木サンガ次官ヤ総務局長ニオ会ヒニナツ

テハ如何カト思ヒマス

ソレデ書類ノ方ハ議案ニナツテ何時マデモ残ルノハ困ルノデ、差当リ日銀ヲ押ヘテ議案ニカケナイヤウ手配シ度イ（商工省デ）

ト思フガ、差支ナイカ、御返事ヲ乞フ、尤モ次官ヤ総務局長トオ会ヒシナケレバ分ルマイガ、差当リ止メテオキ度イト思フ」

瓜生 「日銀ヘハ当方カラ申出ルノデスカ」

石原 「イヤ、商工省カラ云ヒマス」

〔15〕 一九四三年九月七日

昭和十八年九月七日夜於柳橋

佐々木部長、梅田副部長左記両氏ト会食、三井本社設立内認可申請書ヲ各一部宛提出、了解ヲ求メタリ

陸軍省整備局戦備課長佐藤裕雄大佐

課員 増田中佐

〔16〕 一九四三年九月九日

商工省神田総務局長訪問ノコト

昭和十八年九月九日（木）午後一時半

商工省訪問面接二時十分―二時二十分、当方、佐々木、梅田、瓜生

内認可申請書写一部ヲ提出、佐々木部長ヨリ案ノ大綱ニ付概略ノ説明ヲナス

冒頭ニ於テ神田「此問題ハ一寸待ツテ下サイ、他ノ問題トノ関聯ガアルカラ……」ト云フ

神田 「物産ハ合名合併ニヨリ資本が増加シタ、今又一億デタテル、少シオカシイ、物産ヲ減資スル考ヘハナイカ、増資ハ抑ヘヤ

ウト云フ現状ニアル」

佐々木、当時物産ノ増資ノ必要ナリシ所以（対外クレヂットノ梗塞其他）ヲ説ク、各社出資ノ形式ニテ合名ト異ル点ヲ説ク

神田 「合併ト云フコトガオカシカツタノダナ、一億ハ必要カ」

佐々木 「経費二百万円捻出ノ為必要」

神田 「尚研究シテミルガ、此問題ハ他ノ問題トノ関係上暫ク待ツテ頂キ度イ」

〔17〕 一九四三年九月十四日

佐々木部長、美濃部機械局長、豊田企業局長ト会談ノコト、時日、十八年九月十四日（火）夜

〔18〕 一九四三年九月一六日

大蔵省主税局国税第一課長池田勇人氏訪問ノコト

日時 昭和十八年九月十六日午前十一時二十分―〇時半

当方 佐々木部長、梅田副部長、瓜生

右訪問ハ前日午後田中理財局長ヨリ部長ニ電話アリ、「主税局長松隈氏ト会见セラレ度シ」トノ事ニ付、本日朝瓜生ヨリ松隈主税局長ニ都合ヲ伺ヒタル所、「話ノ内容ハ判ツテキル、本日ハ会議ニテ塞ツテキルカラ、池田君ニ会ツテ貰ヒ度イ」トノ返事ナルニ因リ、一同揃ツテ池田課長ヲ訪問スルコトトナリタルモノナリ。

先ツ佐々木ヨリ本社案ノ概要ヲ説明ス

特ニ物産ガ中心デハ事業ガ興ラナイ点

物産ヲ二分スルハ合併後間モナキコトトテ遠慮スベキ事情ニアル点

不取敢本社ヲ創ツテ物産ノ企業整理ハ其後ニヤル点

等ニ力点ヲ置ク

池田氏ハ案ノ内容ハ殆ド知ラザル模様、書類ハ何モ見テキナイト答フ

池田氏ノ發言中注目スベキ箇所

一、事業態勢ヲドウスルカト云フヤウナ点ハ我々ニハ判ラナイガ、先ツ第一ニ三井家ガ何故本社ニ出資シナケレバナラヌカノ理由ヲ伺ヒ度イ、先程ノ説明デハ各社ガ出資スル丈ケデ良ササウニ思ヘルガ……

一、株式ヲ一割引デ出ス点ハ問題ニナルカモ知レナイ、稅務上ノ資本金ハ一億以上ニナル、新本社ノ經費ハ二百万円モ必要ナルヤ一、三井總元方ノ經費如何

末記資料ヲ提出シテ説明、合名ノ經費ハ三百万円、人ヲ入レテ大イニヤルカラ費用ハ相当増ス見込

一、住友ハ改組ニ当リ一千六百万円？稅ヲ払ツタ、三菱ハ旧商法ノ關係デ払ハズニ済ンダガ……

一、代議士其他世間ニハ三井ノコトヲ注目シテキル者ガアル、ソレ等ニ納得ノユク説明ヲセネバナラヌ、智慧ヲ借シテ頂キ度イ一、三井ハ借金シテ株ヲ持ツテキタヤウダガ？（係ノ者ヲ呼ンデ調査資料ヲ見ル）

答「昨年十一月物産株売却代金デ完済シタ」

(19) 一九四三年九月一七日

池田勇人氏ニ電話ノコト

昭和十八年九月十七日（金）午後二時

瓜 昨日ノ君ノ要望、色々考ヘタガドウモ腑ニ落ちヌ所ガアル、モ一度聞カセテくれ

池 池 三井十一家ガナゼ出資セネバナラヌカト云フ点

(二) 更ニ六割ノ出資ヲスル理由

物産ノ首脳者ヲ取替ヘテ済ムコトデハナイカ
瓜 ソレハ駄目ダ、物産ガ中心デハ不可、三井家ガ入ツテ悪イ理由ガ分ラヌ、何レ詳細説明セネバナラヌ点モアルカラ、都合ノ

ヨイ時ヲ教ヘテクレ伺フカラ

池 時ニ総元方ノ人件費ハ日本橋デ調べサセタラ九十何万円カダト云クコトダ

瓜 今年昇給モアツタシ、人モ増シテキル、時ニ株ノ分譲ニ対スル課税ノ件ハ新聞ニ出テキル通りカ

池 日本産業経済ノ記者ガ主税局長ニ会ツタノダ

瓜 新聞ニハ株主関係バカリ出テキルガ、会社ニモ課税サレルノカ

池 ソノ通り、会社モ課税サレル

瓜 株主ガ、差額ヲ仮ニ会社ニ支払ヘバ、ソレデ株主ハ済ムノカ

池 然リ

(20) 一九四三年九月一七日

梅田氏、池田勇人氏ト会談

昭一八・九・一七夜、杉音喜久

(21) 一九四三年九月一八日

内認可申請書ノ取扱ニ付、昭和十八年九月十八日、梅田氏ヨリ内聞

日銀資金調整局長川北氏ヨリ井上財務部長ヘ申入

「内認可申請書ハ正式受付トセズ、単ニ預リ置クコトニスル、大部難航デ、中ニハ突返セト云フ話モアルガ、ソレハ余リ酷
ダカラ、預リ置クコトニシタ」

約半年以上に及ぶ長い交渉経過を要約するとつぎのようになる。

当初の内認可申請の可否を打診した段階で、商工省の強い反対を窺うことができる。そこでは、交渉録〔2〕、〔3〕、

〔4〕に示されているように、現物産をそのままにして、新本社を別に設立することにたいして反対している。そして結局、交渉録〔9〕にみるように、将来における交易部門分離、投資部門の新本社への統合を条件にして商工省の了解をえたのである。商工省の意図は、企業の整備統合の観点から物産の諸事業とくに石炭等の資源部門の動向に注目したのであり、また計画されつゝあつた交易営団の設立問題と物産との関係を重視していたからである。

この間、三井総元方では、一九四三（昭和一八）年三月三日付で、「物産本社化基本構想」が検討されていた。それによると、「一、共同出資ノ本社設立ガ難色アル場合ニ於テハ次善策トシテ物産社ヲ本社化スルコト、一、物産本社化ニ関シテハ同時ニ交易部門ヲ独立セシムルヤ否ヤノ根本問題アレドモ、同時実現ハ困難ナルベキニヨリ、茲ニハ先ツ過渡的対策トシテ現物産ノ本社化ノミヲ考フルコトトシ、交易部門独立ニ付テハ後段ニ於テ別ニ考慮ス」とあり、交易部門の分離による新本社設立については、「交易部門ノ独立ガ出来レバ結構ナルモ、之ヲ独立スルニ当リ……官庁方面、殊ニ大蔵省方面ニ難色ナキヤ」と大蔵省の反対を予測している。

こうしていちおう商工省から条件付で了解をえてからも交渉は停滞していたようである。同年六月一二日に、三井は、大蔵省を訪問し臨時議会后に正式に内認可申請の手續を取りたいとのべているが（交渉録〔10〕）、その後事態は動いていない。三井総元方では同年七月三〇日、設立本社にたいする出資株価の税金問題について検討した際、佐々木企画部長が交渉の遅延をつぎのように判断していた。「当面ノ最重要問題ハ会社ガ建ツカ建タヌカノ問題デアル、是迄ノ折衝経過ニ鑑ミ当局ニ熱ノ無イコトガ判然シテキル、何カニ因縁ヲツケテ色々云ツテ来テキル（例之、人ヲ入レルト云フ問題）³今茲デ税金ノ話ヲ持出スト、当局ニ遷延ノ口実ヲ与ヘルコトトナル、時価ナキ株一一ニ付テ検討ガ始マツタラ半年ヤ一年カカルカモ知レヌ、ソレデハ本社ハ何時ニナツタラ建ツカ判ラナイ。税金ノ交衝ハ後廻シダ……税金ガ高イカラト云ツテ本社ノ設立ヲ止メル訳ニハ行カナイノダ、今トナツテハ三井ノ面目ニカケテ是非共会社ヲ建テネバナラヌ、三

井ハ本社モ建テラレナイデハナイカト云ツテ外部カラ輕視サレツ、アル、本社ヲ建テルコトガ根本デアル以上、客觀狀勢カラ見テ、其ノ障害ニナルモノハ一切排除セネバナラス、……今月中ニハ田中氏カラ何分ノ通知ガアル筈ニナツテキルガ、未ダニ何ノ音沙汰モナイ所ヲ見ルト熱ハナイノダト思フ、併シ問題ガ遷延シテ先方モ氣ノ毒トハ思ツテキルヲシ、ソコデ来月ニナツタラバ、此方カラ申請書ヲ出シテ決戦ヲ求メヤウカト思フ、書類ガ出レバ当局モイエスカノーカヲ一ヶ月位ノ間ニ云ハネバナラス、ノート云ハレレバ引下ツテ内閣ノ代ルノヲ待ツヨリ外ナイ、併シノート云フ積極的ナ理由モアルマイ、何レニセヨ問題ガ遷延スルヤウナラ右ノ如クシテ決戦ヲ求ムルノミダ」

結局、当局にたいする根まわしに成功していかぬにもかかわらず、一九四三（昭和一八）年八月二十七日、三井本社設立内認可申請書が正式に日銀へ提出された。だが、この申請にたいする当局の反応は冷たく、いったん課長段階で条件付ながら了解をえられた商工省でも、交渉録〔14〕にみるように上層部の反対を理由にした障害にぶつかることとなった。商工省上層部の反対理由とは、断片的な資料からの推測であるが、三井財閥とくに事業部門への商工省官僚の出向要請という人事問題と三井物産石炭部の商工省統制下への完全編入という石炭問題との二点にあったと考えられる。いずれも、三井本社設立問題とは直接関係のない問題であった。

一方、大蔵省ではこの段階になって交渉録〔12〕にみるように、具体的に税金の問題を取り上げ、三井本社設立が三井家所有株式の現物出資によるため、年々約一八〇万円の税収減となることを問題としていた。こうして、大蔵・商工両省の消極的な姿勢によって共同出資による三井本社設立の内認可申請書は、日銀の窓口でストップされた状態となり、当局との折衝は一九四三（昭和一八）年九月中旬頃膠着状況に陥ったといつてよい。ちょうどその時期に発生した事件がいわゆる山西事件であった。

（一）昭和一八年一月一六日に、開会中の第八一議会に提出予定の前年度をはるかに上廻わる一八年度大增税案が発表されている。

この増税との関連も考慮する必要がある。

- (2) 三井家を除く出資予定会社は、三井物産(26.1%)、三井鉱山(7.85%)、三井信託(0.5%)、三井生命(0.5%)、三井化学工業(1.75%)、三井不動産(0.1%)、三井倉庫(0.1%)、三井農林(0.1%)、三井造船(0.1%)、三井船舶(0.7%)、三井精機(0.1%)、東洋棉花(0.1%)の一二社であった。括弧内は、予定出資割合。

- (3) たとえば、以後の折衝でつぎのような記録がある。

佐々木氏、椎名氏ト面談ノコト

昭和十八年十二月一日(火) 正午

田中精一氏ノ仲介ニヨリ昼食ヲ共ニシ要談

椎名氏ハ新陣容ヲ質問

田中氏其不当ヲ説キ、佐々木氏知ラズト答フ、

椎名氏、三井ガ重工業会社ノ指導監督ノ為メ本社ヲ作ルト云フカラニハ、本社ノ新陣容ニ付、軍需法ニ拠リ之ヲ質問スル権限アリト主張、住井氏が交易会社ノ Head ニナルヤウナ話ヲ逆ニ椎名氏ヨリ聞イタ

要ハ人ノ問題ニアルコトガ明ラカダ、(当時椎名悦三郎は、軍需省総動員局長、田中精一は中央物価協力会議理事長)

三 物産改組による三井本社設立への転換(一九四三・九〜一九四四・三)

1 「山西事件」の評価

いわゆる山西事件は、一九四三(昭和一八)年九月一七日、中国山西省派遣軍当局によって公表された三井物産太原出張所の軍律違反事件に端を発している。公表された事件そのものの内容は、三井物産が現地において派遣軍の経済統制に違反して闇商売をおこなっていたことの摘発であった。この闇商売自体、世間並みの常識を越える規模ではなかったが、軍当局により見せしめ的な槍玉に上げられ、三井物産太原出張所長は現地の責任者として禁固一〇年に、さらに出

張所の閉鎖と三井物産の山西省内における営業停止が命ぜられたのである。

ところが、この事件が公表されるや三井は事態を重視して、過剰とも思える対応をおこなったのである。⁽¹⁾ 同年九月二
八日、三井総元方議長三井高公名でつぎのような陳謝文を発表し、三井物産会社向井会長が軍当局にたいする陳謝のた
め現地に渡ることになり、さらに三井物産の重役陣は会長以下の総辞職を約した。

今回三井物産会社元太原出張所長ガ山西雜穀交易配給組合長ナル公職ニアリナガラ規則ニ違反シ又私利ヲ計リタル為軍ノ処罰ヲ受ケ
タルコトハ私共トシテ誠ニ申訳ナク責任ヲ痛感致シ只管謹慎致シテ居ル次第デアリマス
会長ヲシテ軍ニ対スル陳謝ノ為ニ北支ニ出張致サスベク手続中ノ処渡航許可モ取レマシタカラ至急出發致サセマス 会長以下責任ア
ル役員ハ辞意ヲ表明シテ居リマスカラ事務取継メ次第善処致シマス アラユル謝罪ノ途ヲ講ズルハ勿論ノコト将来二度ト此様ノ件ノ
起ラス様各社員ヲシテ敵ニ自戒致サス方法ヲ即時採リマスノミナラズ同時ニ三井関係各部門全体ヲ督励シ粉骨碎身益戦力増強ニ邁
進シ以テ今回ノ汚名ヲ払拭セン事ヲ期スル次第デアリマス

三井総元方議長 三井高公

このように、三井物産の一海外出張所の惹起した些細な事件は三井財閥全体の浮沈にかかわる重大事件に発展したの
であった。少くとも三井首脳部の対処の仕方は、重大事件にたいする対応であった。三井にとって昭和恐慌期における
財閥攻撃はまだ生々しい教訓であり、情勢にたいする認識は極度に敏感であったにちがいない。戦局の悪化するなか
で、軍部と対立することの重大な意味も十分考えたであろう。このような判断が、慎重な三井をして素速くおおげさな
処置に踏み切らせた一つの理由であることは疑いのないところである。

だが、三井財閥がもしこの時点で三井本社設立というまきに三井の浮沈をかけた改革に取り組んでいなかったとした
ら、このような対処をしたであろうか。三井本社設立の内認可取り付け交渉が膠着状態となっていたがゆえに、山西事件

の突発は決定的な障害と認識されたにちがいない。しかも、三井の世論対策の結果か、九月一五日付の東京朝日新聞は、「三井本社」創立決る、傘下事業の統制力強化」と題する五段抜き記事を載せていた。世論に訴え、当局に決戦を挑んだその二日後に山西事件が公表されたのである。事件公表後三井総元方議長の陳謝文が発表される九月二八日までの約一〇日、三井内部でどのような対策が練られたかを知る手がかりはない。しかし、この間に、山西事件の発生という新たな条件の下で三井本社設立問題が再検討されたことは間違いない。

そして、結局、目下内認可申請中の共同出資による三井本社設立計画を放棄すること、改めて三井物産改組による三井本社設立案を推進することが決定されたようである。陳謝文発表の翌日、九月二九日三井総元方では改めて新しい改組委員会を発足させ、小池正彪委員長（三井総元方副理事長）がつぎのような方針を内示した。

○ 新本社設立案ハ山西事件ノ為実現困難ノ事態ニ逢着

○ 此際物産改組（交易部門分離ヲ込メテ）ト結付ケテ対策ヲ考ヘル必要アリトノ事ニ昨日ノ正員会デ決マリ、小池委員長
外委員四氏任命サレタ……

○ 向井理事長十月末迄ニ帰京、ソレ迄ニ成果ヲ得タイ

○ 極秘ヲ要スル（物産内部ニ動揺ヲ起ス惧アルヲ以テ）……

○ 本社新設案ノ引込方法モ考ヘヨ

○ 臨時議會デ山西事件問題ニナルヤモ知レズ、其対策トシテモ案ヲ用意シ置キ度シトノ正員方ノ意見

方針の第二項で示された「此際物産改組ト結付ケテ対策（本社設立の）ヲ考ヘル必要アリ」とあるように、山西事件対策と本社設立問題とを結合させた認識に注目する必要がある。すなわち、目下内認可申請中で日銀窓口に保留されている共同出資による三井本社設立案を放棄し、改めて三井物産改組による三井本社案を取った時、三井本社設立認可の

実現にとつて、山西事件は禍から福に転じたとみることが出来る。すでに明らかにしてきたように当局との交渉が思惑通りに進捗しなかった根本問題は、三井合名・三井物産合併後の新三井物産をそのままにして新本社を設立することにたいして、外部的な積極的理由が乏しかったことである。山西事件への深い反省そして反省の証しとして戦力増強への邁進、そのための改組実行、このような筋書は従来欠けていた改組推進の「錦の御旗」となりえるものであった。したがって、客観的には山西事件にたいする陳謝は大仰であればあるほど改組推進の促進剤の役割をはたしたいといつてよい。

なお、当初検討されながら実行案とならなかった三井物産改組による三井本社設立案の難点が、三井合名合併時の経緯からして大蔵省との約束に縛られていた点、また交易部門の分離にたいする三井物産主流の強い抵抗が予測されたと等であったことを考えると、山西事件はこれらの内外の障害を取り除くことにもなったといえよう。

(1) 一九四三（昭和一八）年一月八日付の読売報知は「徹底改組断行、自粛の三井、首脳部慎重」という見出しの記事でつぎのように論評していた。

「……善後措置の内容は主要次の如く濳かに一般の予想を超える強度のもので、これを以てしても今次の事件に対する三井首脳部の衝撃が如何に大きく、且つあくまで責任を痛感して真摯率直なる態度をもってこれに臨みつゝあるかが窺はれる」

(2) ここでは余りふれなかったが、改組にたいする三井内部の動きも必ずしも一本にまとまっていなかったようである。直系諸事業会社各々の思惑が同族のそれと絡み合った結果、共同出資による一億円本社案自体が一面で曖昧な妥協的品格を持っていた。山西事件は、この内部の不一致を押し切る恰好の材料となつたのである。

2 三井本社の実現

半年にわたる当局との折衝で明らかになった当局の意向を汲み、かつ山西事件対策ともなる三井本社案の立案は、新改組委員会の手で急ぎ進められた。一九四三（昭和一八）年一月一日の第二回委員会では、現三井物産から商事部門

を分離した上で本社化する案を推進することが決定され、大蔵省当局打診の結果を俟って一〇月一四日の第三回委員会でこの案が確定された。そして細部の検討をへて一〇月二七日に改組案要綱が決まった。この改組案要綱はつきに掲げたものであり、現三井物産会社の社名変更（三井本社へ）と目的変更とにより新本社を設立し、さらに商事部門に限った資本金一億円の新三井物産会社を設立するという案であった。

資料10 三井物産株式会社改組案要綱（昭和一八年一〇月二七日）

骨子 現三井物産会社ヲ本社化スルト同時ニ其交易部門ヲ分離シテ別会社ヲ創設ス

理由 昭和十五年八月三井物産株式会社ガ旧三井合名会社ヲ合併シテ以来、同社ハ従来ノ貿易商事ヲ担当スル外、三井関係事業会社ノ親会社トシテ之ガ統轄ヲ為スベキ地位ヲ取得スルニ至レリ。然ルニ爾來三年有余ノ推移ヲ見ルニ、國際情勢ノ急変転、殊ニ大東亞戰爭ノ勃発ニ件ヒ、外貨獲得ヲ中心トセル従来ノ貿易商事ハ全ク其ノ性格ヲ一変スルト共ニ、我國産業經濟ハ戦力増強ノ為メ専ラ重工業ヲ中心ニ急速ニ再編成スルコトヲ要請サルル事態トナレリ。茲ニ於テ貿易商事部門ヲ主流ト為シ來レル物産会社ガ三井全事業ノ中枢トシテ鉄山、化学、船舶、造船等諸事業会社ノ親会社タル地位ニ在ルコトハ此國家的要請ニ即応スル所以ニアラサルコト明白トナリ、此態勢ヲ打開シテ更始一新ヲ図ルコト焦眉ノ急務タルヲ痛感セラルルニ至レリ。仍テ此際左記要領ニ依リ物産会社ノ改組ヲ断行シ、企業整備ノ線ニ沿ヒ其ノ交易商事部門ヲ分離シテ別会社ヲ創設シ、國策ノ嚮フ所ニ遵ヒ斯業ニ専念セシムルト共ニ、他面現物産会社ノ社名ヲ株式会社三井本社ト改称シ、名実共ニ強力且確固タル中枢組織ヲ樹立シ、関係会社ノ統理、指導、監督ヲ徹底セシメ、総力ヲ拏ゲテ傘下重工業部門ノ拡充並ニ新規事業ノ育成ニ邁進シ、以テ戦力増強ノ時局的要請ニ応ヘントス

第一 現物産社ノ本社化

一、社名変更

現物産社ノ社名ヲ「株式会社三井本社」（仮称）ト改称ス

一、目的変更

現物産社定款ノ目的事項ヲ左ノ通り變更ス

三井本社設立についての覚書（松元）

「当会社ノ目的左ノ如シ

一、三井關係会社ノ統理、指導又ハ連絡

一、諸事業ノ調査、研究、企画並ニ投資及融資

一、有価証券及不動産ノ取得保有

一、倉庫業

一、農林業

一、製材業

一、造船業

一、前各号ニ附帶スル事業」

一、機構刷新

改組ノ趣旨ニ則リ現機構ニ徹底的刷新ヲ行フ

一、新本社ノ收益及配当予想

(イ) 純益金概算額 年貳千万円（税引額）

此收益年率 八分見当

(ロ) 配当予想 年七分見当

第二 新交易会社ノ創設

一、社名 三井物産株式会社（仮称）

一、資本金 壹億円（全額払込）

一、株数 貳百万株（壹株五拾円）

一、目的 一、物品販売業

一、問屋業

一、運送業

一、海外ニ於ケル倉庫業

一、代理業

一、工事請負業

一、農林業

一、製材業

一、造船業

一、繋船並陸揚場業

一、諸事業ニ対スル投資並融資

一、有価証券及不動産ノ取得保有

一、前各号ニ関聯スル事業

一、設立方法

現金出資、募集設立ノ方法ニ依リ会社ヲ設立シタル上、現物産社ノ交易商事部門ヲ一括譲受ケ其ノ業務ヲ継続スルモノトス

一、出資 新会社ノ株式ハ全株ヲ本社ニ於テ引受クルモノトス（此内半数ハ追而現物産外部株主ニ分譲ノ方針トス）

一、予算ノ大要

(1) 不動産（土地、建物、設備等）譲受代 一八、〇〇〇千円

(2) 有価証券譲受代 四一、〇〇〇

(3) 内、国債 一二、〇〇〇千円

(4) 設立ニ伴フ諸税 三、五〇〇

(5) 運転資金 三七、五〇〇

合計 一〇〇、〇〇〇

以上ノ外現三井物産株式会社交易商事部門關係ノ一切ノ權利義務ヲ引継グモノトス

一、業務

現在三井物産株式会社ニ於テ営ミ居ル内国販売配給業務、輸出入業務代行、外地間ノ交易業務、外地内ノ蒐荷配給業務、運送業、代理業、埠頭業、製材業等並ニ軍官ノ命ニ基ク外地諸般事業等ヲ承継經營ス

一、収益及配当予想

(イ) 純益金概算額 年 壹千壹百万円（税引額）

比収益年率 壹割壹分

(ロ) 配当予想 年六分

附 新交易会社株式ノ分譲

(一) 分譲者 新本社

(二) 分譲先 現物産社（新本社）株主

三井家辞退

(三) 分譲株数 壹百万株

(四) 分譲割合 現物産株旧株壹株ニ付壹株、新株式株ニ付壹株

(五) 分譲価格 壹株ニ付五拾円（払込額ニ同ジ）

(六) 発表ノ時期 改組発表ト同時

(七) 分譲ノ時期 新交易会社分離後速カニ実行ノコト

一九四三（昭和一八）年一月二日、この新しい改組案要綱は内認可申請の許可をえるために大蔵省田中理財局長へ提出された。つづいて一月八日、軍需省総動員局監理部石原財務課長のもとへ、さらに翌一月九日、日銀川北資金調整局長のもとへそれぞれ提出された。当局の反応は、つぎの日銀川北局長の意見に代表されていたといつてよい。

「本社ヲ建テルト云フコトニハ前案デモ異論ガナカツタコト、タダ其方法ガ問題デ、現物産ガ実力ヲ持テキタコト、営団ノ問題ガカラランダコトデ（商工省方面デ）行詰ツタ訳デス、此ノ方ガ話ノ通りガヨイヤウデスネ山西ノ問題、チャンスデスネ」

はからずも、日銀当局者から「山西ノ問題、チャンスデスネ」と指摘されている点は興味深い。また、「税金ハドウナリマスカ」という質問にたいしては「経常的ニ八年百四、五十万円ノ国庫増収」となると回答している。新案が、前案の折衝過程で示された当局の意を受け容れたものになっていたことは明らかであった。その後の交渉は比較的順調にすすみ、同年一月二日に正式の内認可申請書を日銀へ提出するはこびとなった。書類は、「目的変更内認可申請書」と「三井物産株式会社設立内認可申請書」の二種類であった。一月六、七の両日、三井総元方議長三井高公が小池常務理事とともに、賀屋大蔵大臣、結城日銀総裁、岸軍需次官の關係三官庁の最高首脳に挨拶に廻つた。こうして、一月一〇日付で新会社設立の内認可、一月一七日付で目的変更の内認可がそれぞれ正式に下りた。

新会社の社名は、内認可申請の直前まで「三井交易株式会社」となっていたが、結局「三井物産株式会社」名が継承されることになった。また、資本金一億円（全額払込み）の出資は、当初三井本社が全額おこない、追て半分の一〇〇万株が現物産会株主へ分譲の予定とされ、分譲の際三井家はその権利を一切辞退することが約束された。

一九四四（昭和一九）年三月一日、株式会社三井本社（資本金三億四四万九五〇〇円、うち払込み二億四七三六万七二七五円）が発足した。新本社は、三井物産会社の資産の大部分を引きつぎ、三井関係事業の統轄を目的に人事、機構を一新した。とくに、三井家同族は代表取締役社長として三井高公（総領家当主）が重役に就任しただけであった。代表取締役常務理事には、三井総元方から小池正彪と三井鉦山から川島三郎が就任した。三井本社の発足と同時に、新設三井物産株式会社（資本金一億円、全額払込み）も発足した。かくして、一九四〇（昭和一五）年八月の三井合名・三井物産合併が始まる三井本社設立の長い道程はやっと終わったのである。